

新行財政改革プランの取組について

「元気都市かわさき」を実現する都市経営基盤の確立

平成21年度の取組報告

2010年7月
川崎市

目 次

総括的事項

- 1 これまでの行財政改革における主な効果・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 平成21年度の進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

I 効率的・効果的な行政を実現するための施策・制度の再構築

- 1 市民生活を支えるさまざまな施策・制度の見直し
 - (1) 社会経済状況の変化に対応した施策・制度の再構築・・・・・・・・ 5
 - (2) 補助・助成金の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (3) 受益と負担の適正化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 都市基盤・施設整備事業の効率的な執行と効果の発現
 - (1) 既存計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (2) 効率的な整備・運営手法の導入・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (3) 適切かつ効果的な維持補修による長寿命化の推進・・・・・・・・ 11
 - (4) 既存ストックの有効活用や複合化・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

II 多様な政策課題に対応する行政体制の確立

- 1 効率的・効果的な行政体制の確立
 - (1) 政策課題に対応する執行体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (2) 簡素で効率的な執行体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - (3) 民間部門を担い手とする公共サービスへの転換・・・・・・・・ 18
 - (4) 公の施設等の効率的な管理運営・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - (5) 協働による課題解決に向けたしくみの構築・・・・・・・・ 22
- 2 効率的な行政経営基盤の確立
 - (1) 職員の人材育成と意識改革のさらなる推進・・・・・・・・ 24
 - (2) 新たな給与制度の継続的な見直しと福利厚生制度の改革・・・・ 26
 - (3) 出資法人の効率的な経営とあり方・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
 - (4) 特別会計・企業会計の健全化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
 - (5) 債権確保策の強化と財産有効活用の推進・・・・・・・・ 32
 - (6) 入札・契約制度改革の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 3 区行政改革の総合的な推進
 - (1) 区役所機能の強化と執行体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
 - (2) 便利で快適な区役所サービスの提供・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

- 出資法人の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

総括的事項

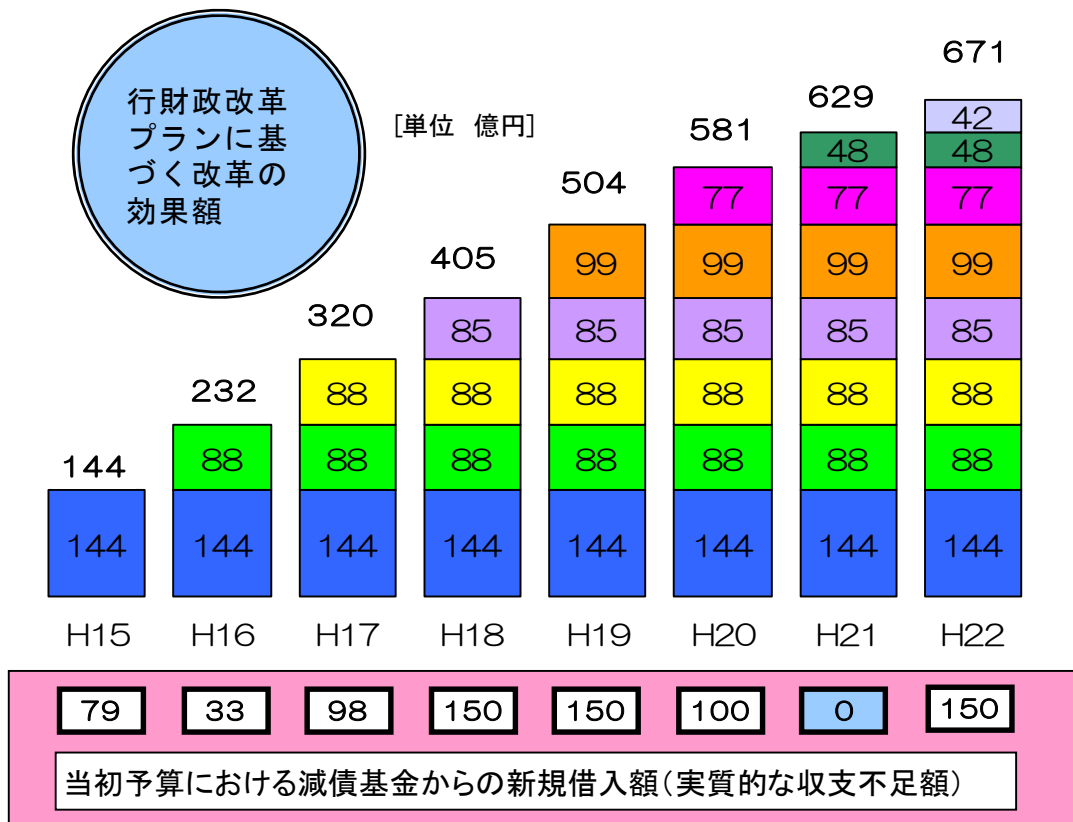
1 これまでの行財政改革における主な効果（8年間／平成14～21年度）

本市では、限られた財源・資源を有効に活用し、公共サービスを将来にわたって提供できる体制を整えるために、市民の皆様の御理解のもと、行財政改革に積極的に取り組んできました。

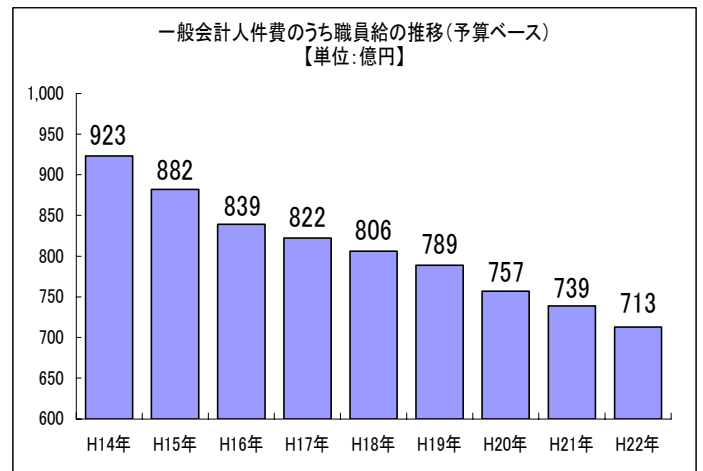
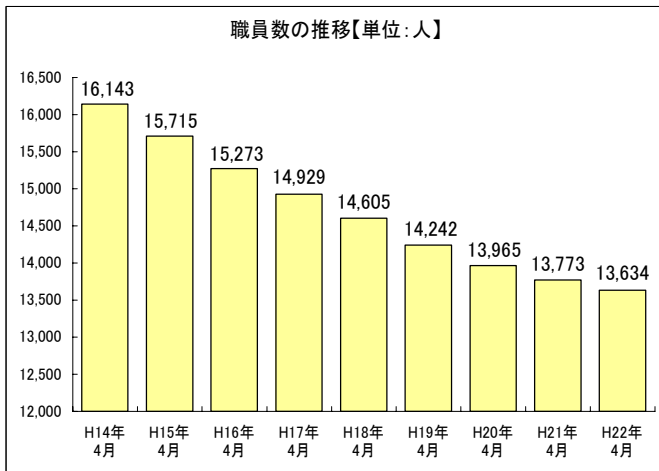
また、改革の成果を着実に市民サービスに還元するとともに、140万市民が心豊かに安心して暮らせるまち「元気都市かわさき」を目指して、社会経済情勢の変化に対応した施策の充実に努めてきました。

- ① 毎年度の行財政改革の取組結果は、翌年度に反映していますが、平成14年度～21年度の8年間の取組により、平成22年度予算においては、671億円の財政効果を上げることができました。

また、これまでの取組により「平成21年度に減債基金からの新規借入れを行わずに収支均衡を図る」という第1次行財政改革プラン（平成14年9月策定）からの目標については、平成21年度予算において達成したところですが、平成22年度においては、厳しい社会経済状況の影響を受け、収支不足が見込まれたところから、市民生活の安定を確保するため、減債基金から150億円の新規借入を予算に計上しました。



② 事業の民営化や指定管理者制度の導入など事業執行手法の見直しを図りながら、平成22年4月までの8年間で2,509人の職員を削減するなど、効率的な執行体制の確立と人件費の削減に向けた取組を継続して推進しました。



③ 行財政改革の効果は、平成18年度から小児医療費助成の拡充など市民サービスの拡充に活用し、4年間の取組により平成21年度では約55億円を予算計上し還元施策を実施しています。平成22年度予算においては、これまでの還元施策も含めて市民生活の安定を確保するために必要な市民サービスの継続した実施に、改革効果を振り向けているほか、水道事業においては、料金体系の見直しの中で負担の軽減を行うなど、改革効果を市民サービスに還元しています。

改革効果の市民サービスへの還元(イメージ)

小児医療費助成の拡充
 私立幼稚園園児保育料等補助の拡充
 小中学校の冷房化
 区役所トイレ快適化
 こども文化センター床改修
 学校トイレ快適化
 公園・街路樹等の維持補修の拡充
 道路維持補修の拡充
 安全施設の管理水準の向上
 緊急渋滞対策の実施

H18からの取組によるH21 予算計上額
約55億円

**これまでの還元施策の
継続した実施**

- ・ 小児医療費助成 2,709,010 千円
- ・ 私立幼稚園園児保育料等補助 1,992,181 千円
- ・ 学校トイレ快適化 363,160 千円など

※予算額

水道料金の負担軽減等(企業会計)

事業規模の適正化や組織機構の見直し等による効率的な経営の推進

効果の還元

- ・ 水道施設の耐震化 301,273 千円
- ・ 料金負担の軽減 647,887 千円

※還元額

2 平成21年度の進捗状況

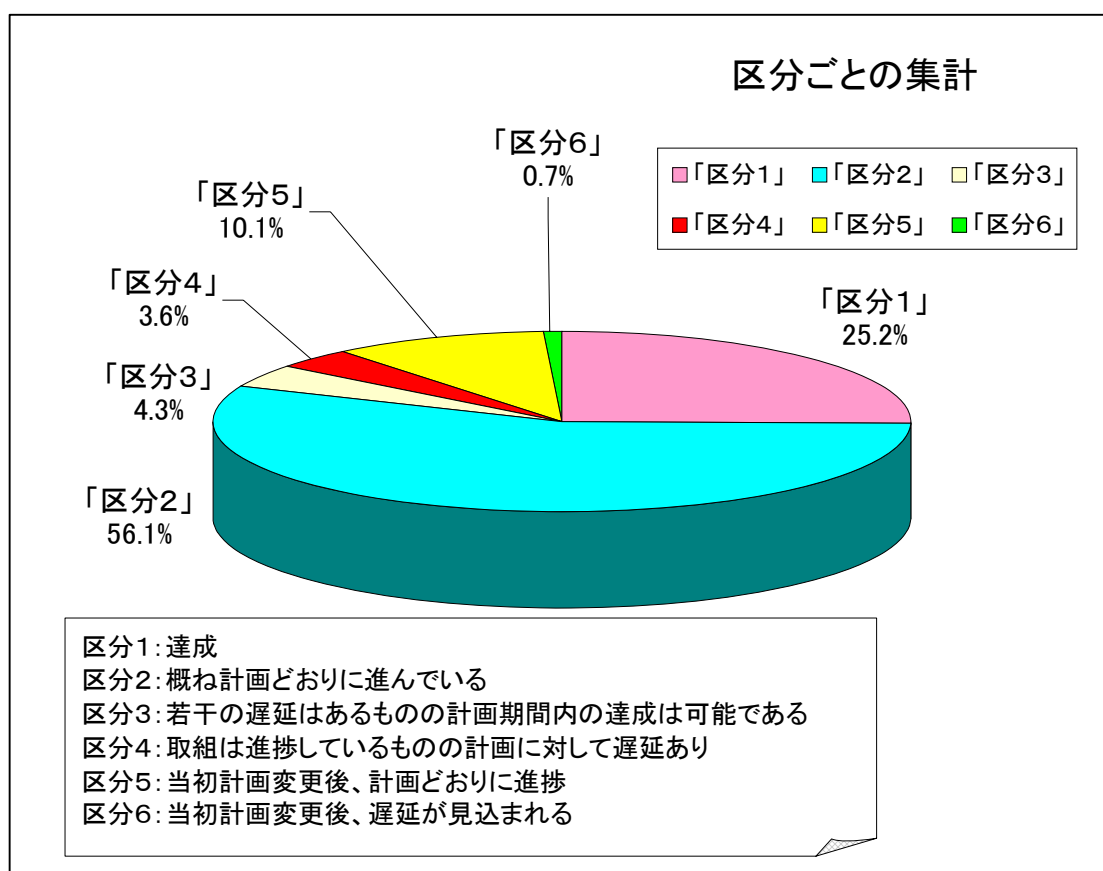
「新行財政改革プラン」（取組期間：平成20年度～22年度、平成20年3月策定）の2年目である平成21年度における各取組の進捗状況の取りまとめにあたりましては、目標達成に向けた達成状況を、「達成」、「概ね計画どおりに進んでいる」「遅延はあるものの計画期間内の達成は可能」、「進捗しているが計画に対して遅延あり」、「当初計画変更後、計画どおり進捗」、「当初計画変更後、遅延が見込まれる」の6つに区分しました。平成21年度における取組状況は次のとおりです。

◎進捗状況では、「達成」、「概ね計画どおりに進んでいる」取組があわせて約81パーセント

社会経済環境の急激な変化や行政需要の多様化・高度化に対応するために当初計画を変更せざるを得ない取組事項が約11%あるものの、ほぼすべての事業において取組は進んでいます。

また、計画の変更がないものについては、目標を「達成」したものと「概ね計画どおりに進んでいる」ものの割合の合計は約81%であり、また、目標を「達成」したものの割合が約25%と昨年度から約8ポイント増加しており、計画は概ね順調に進捗しています。

なお、計画に対する遅延が見込まれる取組（区分4）は、「公園管理運営協議会の設置拡大」など約4%、当初の計画を変更して改革に取り組んでいるもの（区分5、区分6）は、「給水装置工事管理システムの開発」や「保育所の民営化」など約11%となっています。



※構成比については、単位未満を四捨五入しているため、合計値が100%とはならない場合があります。

◎体系別の進捗状況

「新行財政改革プラン」では、「効率的・効果的な行政を実現するための施策・制度の再構築」と「多様な政策課題に対応する行政体制の確立」を2つの柱として、行財政改革の推進に取り組んでいます。

◎体系別進捗状況一覧（小数点以下を四捨五入しているため、合計値は100%とはならない場合があります）

◆効率的・効果的な行政を実現するための施策・制度の再構築

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
市民生活を支える様々な施策・制度の見直し	20.0%	45.0%	—	15.0%	20.0%	—	100%
都市基盤・施設整備事業の効率的な執行と効果の発現	11.5%	76.9%	3.8%	—	7.7%	—	100%

◆多様な政策課題に対応する行政体制の確立

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
効率的・効果的な行政体制の確立	32.0%	50.0%	4.0%	4.0%	10.0%	—	100%
効率的な行政経営基盤の確立	29.7%	56.8%	8.1%	—	2.7%	2.7%	100%
区行政改革の総合的な推進	16.7%	50.0%	—	—	33.3%	—	100%

【体系別における区分1、2（達成及び概ね計画どおりに進んでいる）の割合】

- 市民生活を支える様々な施策・制度の見直し・・・・・・・・・・65.0%
- 都市基盤・施設整備事業の効率的な執行と効果の発現・・・・88.4%
- 効率的・効果的な行政体制の確立・・・・・・・・・・・・82.0%
- 効率的な行政経営基盤の確立・・・・・・・・・・・・86.5%
- 区行政改革の総合的な推進・・・・・・・・・・・・66.7%

◎出資法人改革の取組

平成21年度の出資法人改革の主な取組として、各法人においては、コスト削減や組織体制の簡素化・効率化などの取組を行っており、引き続き一層の経営改善に向けた取組を推進してまいります。

本市においては、補助金などの財政的な支援について見直しを行うとともに、本市から派遣している職員や非常勤の役員など人的関与のあり方について検証を行い、適切な見直しを行いました。

また、出資法人及び出資法人所管部局を対象とした新法人への移行に向けた留意事項などに係る研修や、専門家による公益性についての調査を行うなど公益法人制度改革に対応するための取組を推進しました。

今後も引き続き、これまでの経営改善を図るための取組と併せ、各出資法人のあり方の検討及び公益法人制度改革への対応について、出資法人改革の取組を推進してまいります。

I 効率的・効果的な行政を実現するための施策・制度の再構築

1 市民生活を支えるさまざまな施策・制度の見直し

(1) 社会経済状況の変化に対応した施策・制度の再構築

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標(指標)	進捗度合	進捗状況等
21	宿泊紹介事業の廃止	市民保養施設廃止に伴う経過措置としての民間宿泊施設の紹介事業については、平成20年度をもって廃止します。	平成20年度に事業廃止	達成	経過措置としての役割を終えたことから、計画どおり平成21年3月末に事業を廃止しました。
21	分別収集品目の拡大	ミックスペーパーの分別収集については、民間委託により平成22年度に全市に拡大します。また、その他プラスチック製容器包装の分別収集については、民間委託により平成22年度にモデル収集を開始します。	平成22年度にミックスペーパー分別収集の民間委託を全市に拡大 平成22年度にプラスチック製容器包装分別収集のモデル収集を民間委託により実施	概ね計画どおりに進んでいる	平成18年度から開始した、ミックスペーパーの分別収集については、民間委託によるモデル収集を順次拡大し、平成20年度からは、市内全区の約10万世帯で民間委託により実施しています。今後は、モデル収集の実施結果を踏まえ、平成23年3月から、民間委託により全市で展開します。 また、その他プラスチック製容器包装の分別収集拡大については、効率的な収集・処理体制の整備や収集対象品目の選定等について検討を進め、平成23年3月から、民間委託によるモデル収集(川崎、幸、中原区)を開始します。
21	長寿荘宿泊事業の廃止と管理運営手法の見直し	施設の老朽化や利用者が減少している現状等を踏まえ、宿泊事業、日帰り招待事業等を平成19年度をもって廃止します。また、宿泊事業等廃止後は、他の老人福祉センターと同様に多様化する市民ニーズに効果的かつ効果的に対応するため、平成21年度から指定管理者制度を導入します。	平成19年度に宿泊事業等廃止 平成21年度より老人福祉センターとして指定管理者制度を導入	達成	当初の計画どおり、平成19年度末をもって、宿泊事業、日帰りの招待事業等を廃止し、老人福祉センターとして平成21年4月から指定管理者制度を導入しました。
21	在宅高齢者介護援助手当の見直し	国の制度改正や利用状況を踏まえ、廃止を含め事業を見直します。	制度の見直し	達成	当初の計画どおり、平成20年度をもって制度を廃止しました。
21	障害者市民交流事業の見直し	障害者保養所「つつじ山荘」の運営などの市民交流事業について、社会環境の変化や利用状況を踏まえ、事業を見直します。	事業の見直し	概ね計画どおりに進んでいる	行政、施設及び法人で構成する検討会を設置し、「つつじ山荘」を見直しする方向で協議しており、それに代わる事業を検討しています。なお、「つつじ山荘」を除く他の市民交流事業は継続実施していく予定です。
21	井田地区の障害者福祉施設管理運営主体の見直し	老朽化している中原区井田地区の障害者福祉施設について、「リハビリテーション福祉・医療センター再編整備基本計画」に基づく再編整備にあわせて、公設民営方式を基本とした運営に転換します。	民間活用の推進	概ね計画どおりに進んでいる	「陽光ホーム」を整備し、平成21年4月から指定管理者による運営を開始しました。 中部地域療養センターについては、平成20年度に基本設計、平成21年度には実施設計及び指定管理者の選定を行いました。また、平成21年度末には1期工事に着手し、平成23年度に開設・指定管理者制度に移行予定です。 平成21年度末に、児童養護施設の新たな導入と施設配置計画の変更を内容とする「リハビリテーション福祉・医療センター再編整備基本計画」の見直しを行いました。 重度障害者等生活施設について、平成22年度に基本実施設計を行い、平成23年度から着工、平成25年度に開設・指定管理者制度に移行予定です。

22	福祉センターの再編整備	老朽化している川崎区日進町地区の「福祉センター」について、再編整備基本計画を策定し、各施設の運営に於ける民間活用に向けた取組を推進します。	民間活用の推進	概ね計画どおりに進んでいる	平成20年度に策定した再編整備基本方針に基づき、再編整備後の福祉センター各施設の運営形態等について、パブリックコメントの手続きにより市民の皆様からの御意見をいただき、平成21年度末に基本計画を策定しました。 なお、計画においては、平成26年度を目途に再編整備後の新施設を開所し、再編後の運営形態は、指定管理者制度を導入済みの施設については民間法人による管理・運営を継続すること、直営施設については、民間法人による管理・運営への移行を基本に検討していきます。
22	心身障害者手当支給事業の見直し	障害者自立支援法の施行等、社会状況が変化する中、県や他都市の動向を踏まえ、平成22年度から支給要件等の見直しを行います。	平成22年度に支給要件等の見直し	改革の取組は進んでいるものの、計画に対して遅延があり、計画期間内における目標達成は困難である	平成22年1月に開催されました障害者施策推進協議会で、「心身障害者手当あり方検討専門部会」における検討結果として、障害程度の見直しや所得要件の導入等、支給要件の見直しによる制度再構築の必要性が報告され、この検討結果を受けて、新たに在宅福祉の充実に向けた検討専門部会の設置が承認されました。今後は、この検討専門部会での検討を含め、障害者施策推進協議会での協議を踏まえ、市として心身障害者手当を見直し、新たな在宅施策に取組みます。
22	小児医療費助成事業等の見直し	県の制度に基づく医療費助成事業（小児医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業、重度障害者医療費助成事業）及び小児ぜん息患者医療費支給事業について、県の制度改正の動向を踏まえ、事業を見直します。	県の制度改正の動向を踏まえた事業の見直し	改革の取組は進んでいるものの、計画に対して遅延があり、計画期間内における目標達成は困難である	神奈川県におきましては、小児医療費助成制度は平成20年10月から、ひとり親家庭等医療費助成制度は平成21年1月から一部負担金の導入等の制度改正を行いましたが、本市においては、対象者の利便性等を考慮し、見直しは行わなかったことから、計画期間内の目標達成は困難な状況です。 今後については、他都市の動向を注視しながら制度の充実も含めて、引き続き検討を行っていきます。
22	保育所の民営化による保育需要への対応	保育所入所定員の増大や延長保育の充実などの今後の保育需要に対応するため、平成21年度から平成24年度に各年度5か所の保育所を民営化します。	平成21年度から平成24年度に毎年5保育所を民営化	当初計画を変更し、概ね変更計画どおりに進んでいる	平成21年度は京町・戸手・南平間・宮前平・白鳥の5園、平成22年度は大師・住吉・坂戸・宮崎・宿河原の5園を民営化し、取組を推進しました。 また、平成21年8月に「保育緊急5か年計画（改訂版）」骨子を策定し、民営化の公表時期を1年半前から2年半前に変更し、よりの円滑な民営化の推進を図ることにしました。 そこで、平成23年度の民営化園として未長保育園を、平成24年度の民営化園として、西大島・東小倉・玉川・玉川乳児・百合丘保育園の建替え民営化計画を公表し、保護者等への説明会を開催しました。
22	特定公共賃貸住宅制度の見直し	制度に「子育て世代支援」の視点を加えるとともに、あわせて子育て世代について、応能負担による適正な家賃制度に見直しします。	家賃制度の見直し	当初計画を変更し、概ね変更計画どおりに進んでいる	平成20年度に実施可能な「子育て世代支援」を検討し、平成21年度以降に、その実施に向けて取り組むこととしていたところですが、入居率の改善方策として先行実施した「家賃の一部見直し」により、入居率が67.8%から87.1%に上昇し、子育て世帯も87世帯から108世帯に増加するなど、同様の効果が得られたため、今後は募集のPRに努めるなどの適正な管理を行います。

22 市立幼稚園(研究実践園)の廃止	幼稚園教育の実践は私立幼稚園が担うことにより、2つの市立幼稚園(研究実践園)については、平成21年度をもって廃止し、認定こども園及び児童相談所として整備します。	市立幼稚園を廃止し、認定こども園及び児童相談所として整備	概ね計画どおりに進んでいる	平成21年度は5歳児のみの保育となり、卒園式を3月16日に終え、平成21年度未就園に向けて備品や書類の整備を進めました。また、市立新城幼稚園の跡地を活用した幼保連携型認定こども園の開設に向け、設置・運営法人や関係局と連絡調整を行い、22年4月に開園しました。さらに、市立生田幼稚園の跡地については、児童相談所として平成23年度開設予定のため、平成21年度において、地質調査、現況測量及び基本・実施設計を完了しました。
22 学校の適正規模・適正配置の推進	小規模化及び過大規模化している小中学校については、近隣校との統合、通学区域の変更、学校の新設等により適正規模・適正配置を行い、教育環境を整えます。平成20年度 白山中・王禅寺中の統合 平成21年度 白山小・王禅寺小の統合 平成20年度以降 桜本小・東桜本小の適正規模化の推進 平成23年度以降 子母口小学校の分離新設校の着工	小中学校の適正規模化	概ね計画どおりに進んでいる	白山小学校・王禅寺小学校及び白山中学校・王禅寺中学校の統合に伴う教育環境整備を継続して実施しました。桜本小学校・東桜本小学校の統合方針の決定に伴い、統合校名を決定し、必要な所要事項について方向性を定めました。子母口小学校分離新設校の整備手法について、関係機関、関係局との協議、調整を進めました。また、国家公務員宿舍用地の活用については、取得手続きに一定の期間を要することから手続き等の短縮化の可能性等について、国と協議を行いました。また、人口動態や住宅開業状況等の現況調査・分析から児童生徒数の将来推計を精査し、児童生徒増加対策について全庁的な検討を行い、児童生徒増加に対する教育環境整備の基本的な考え方と当面の対応策をまとめました。
22 市立高等学校の再編整備	本市における中等教育の多様化を図るため、中高一貫教育を導入する取組を進めるとともに、定時制を希望するが昼間に学びたい生徒など、多様化するニーズに対応した教育内容の充実を図るため、二部制定時制(昼間部・夜間部)の導入と定時制課程の再編に向けた取組を進めます。	中高一貫教育導入の取組の推進 二部制定時制(昼間部・夜間部)の導入と定時制課程の再編に向けた取組の推進	概ね計画どおりに進んでいる	川崎高等学校及び附属中学校整備基本構想検討委員会により、二部制定時制課程開設検討会議での検討内容も踏まえ、平成22年3月に「川崎高等学校及び附属中学校整備基本構想」を策定しました。平成22年度は改築基本・実施設計、平成24年度は全面改築工事に着手し平成26年4月に中高一貫教育校及び二部制定時制課程の開設を予定しています。また、基本構想の具現化に向け、平成22年度は中高一貫教育校及び二部制定時制課程の学習基本計画案等の検討を進め、平成23年度以降は、具体的教育活動の内容や指導計画の検討・作成、附属中学校入学選抜等への的確な準備・対応に向けた事務事業執行体制を確立し着実に取組を推進します。

(2) 補助・助成金の見直し

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標(指標)	進捗度合	進捗状況等
23	私立学校等補助金の見直し	学校の教材購入に対する補助等については、補助率の見直しなど、補助・助成金見直し方針に沿って見直します。	補助・助成金見直し方針に沿った見直し	概ね計画どおりに進んでいる	学校の教材購入に対する補助等については、平成21年度に5から10%の削減を行い、また補助の上限を75%までとする段階的な見直しを図りました。
23	児童福祉施設に対する補助・助成金の見直し	児童福祉施設に対して支出している職員給食指導費については、社会経済状況の変化に伴いその必要性が薄れてきたことから、平成21年度をもって廃止します。	平成21年度職員給食指導費の廃止	達成	児童福祉施設に対して支出している給食指導費については、段階的な削減を行ってきましたが、平成20年度をもって廃止しました。
23	幼稚園教育の振興に向けた補助体系の再構築	幼稚園教育振興のための補助金については、平成21年度に私立幼稚園(研究実践園)を廃止することを踏まえ、私立幼稚園において障害児受け入れや預かり保育支援の充実を図られるよう、補助体系を再構築します。	補助体系の再構築	概ね計画どおりに進んでいる	私立幼稚園へ通いやしやすい環境を整えるため、園への補助を継続して実施するとともに、障害のある幼児の受け入れや預かり保育、子育て支援事業に力を入れる園への重点化を図りました。

(3) 受益と負担の適正化

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標(指標)	進捗度合	進捗状況等
24	保育料等の受益者負担の見直し	保育料をはじめとした保育サービスに伴う受益者負担について、認可外保育所の保育料や他都市の状況などを踏まえ、見直しを行います。	保育料等の見直し	改革の取組は進んでいるものの、計画に対して遅延があり計画期間内に定める目標達成は困難である	保育料等の受益者負担の見直しについては、国の保育制度改革の動向が不透明なことから、計画期間内での目標達成は困難な状況です。なお、国において保育料徴収金基準額表の階層区分に、新たに高所得者層の階層区分として第8階層が創設されました。また、平成23年に所得税・住民税の扶養控除の廃止・縮小が予定されています。これらも踏まえて、引き続き検討してまいります。
24	自転車等駐車場使用料金の見直し	駐車時間を含めた利用形態や立地条件などを加味し、受益者負担の適正化及び利用者ニーズや利便性を考慮した料金体系に見直します。	料金体系の見直し	当初計画を変更し、概ね変更計画どおりに進んでいる	「新たな料金体系」については、平成21年度中に市民意向調査結果を踏まえ、条例改正の基礎となる最終取りまとめ案を作成しました。平成22年度には指定管理者制度の導入内容詳細を検討し、行政計画案を作成した上で、パブリックコメントを実施し、川崎市自転車等駐車対策協議会に諮ります。平成23年度に条例改正を行い、平成24年4月の施行を目指してまいります。市民意向調査結果の取りまとめ・分析に時間を要したこと、また今後、指定管理者制度の導入内容の検討や、料金体系の改正による影響が最も大きい川崎駅東口の駐輪場整備等に時間を要することから、当初スケジュールを変更してまいります。
24	定時制高校給食自己負担額の見直し	受益者負担の適正化の観点から、自己負担額を見直します。	自己負担額の見直し	当初計画を変更し、概ね変更計画どおりに進んでいる	平成22年度から県の補助金の夜食費補助が廃止されるため、平成22年4月から有職者・無職者の区別を無くし、自己負担額を同額にしました。

2 都市基盤・施策整備事業の効率的な執行と効果の発現

(1) 既存計画の見直し

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標(指標)	進捗度合	進捗状況等
26	地球温暖化対策の充実	地球温暖化対策は喫緊の課題であることから、市民、事業者、学校、行政の各主体の取組を一層推進するとともに、環境と経済の好循環を推進する(CO2削減川崎モデル)を構築し、本市が世界全体の温室効果ガス排出量削減に貢献する取組を進めるため、平成22年度までに「地球温暖化対策地域推進計画」を改定します。	平成22年度までに「地球温暖化対策地域推進計画」の改定	概ね計画どおりに進んでいる	「地球温暖化対策推進条例」を平成22年4月1日に施行し、平成22年度中の「地球温暖化対策推進基本計画」及び「地球温暖化対策推進実施計画」の策定に向け、環境審議会の答申を踏まえて準備を進めています。また、「低CO2川崎ブランド」の平成23年度中の本格実施に向け、「低CO2川崎パイロットブランド」を創設し、試行的に実施しています。
26	環境基本計画の見直し	社会経済動向や環境を取り巻く状況の変化等を踏まえ、環境と経済の好循環を推進する本市発の地球温暖化対策など地球環境への配慮や環境技術による国際貢献等も取り入れながら、持続可能な市民都市をかかわさきを実現するため、平成22年度までに本市の環境行政を総合的かつ計画的に推進するための基本指針である「環境基本計画」を改定します。	平成22年度までに「環境基本計画」を改定	当初計画を変更し、概ね変更計画どおりに進んでいる	「環境基本計画」の改定について、平成21年4月に環境審議会部会による意見募集を実施し、結果を踏まえた審議などを部会で4回行ったほか、11月に審議会へ中間報告を行いました。また、環境調整会議幹事会ワーキング会議等により庁内調整を行いました。なお、別途検討を進めている地球温暖化対策に係る計画の検討スケジュールについて、社会環境等の変化を受けた変更がありましたが、同計画の内容は、環境基本計画において整合を図る必要があるため、環境審議会からの答申やこれを受けたパブリックコメントの実施を平成22年度に行い、平成22年度中に「環境基本計画」を改定・公表します。
26	都市計画道路網の見直し	「都市計画道路網の見直し方針」に基づき、見直しが必要な路線等については、地域住民や関係機関等と調整のうえ、既存の都市計画決定の変更等を行います。	既存の都市計画決定の見直し	概ね計画どおりに進んでいる	平成20年6月に策定した「都市計画道路網の見直し方針」に関する市民説明会を市内3箇所で開催しました。また、見直し候補路線のうち廃止候補とした4路線(二子千年線、長尾宮崎線、小杉木目線、元住吉線)についての検討・調整を進め、関係権利者及び地域住民を対象とした地元説明会を開催しました。今後、都市計画道路の廃止に向けた関係権利者や地域住民、関係機関等との協議、調整を継続して進め、平成22年度に廃止路線の都市計画変更手続きに着手します。
26	下水道施設の効率的な更新	長期的かつ安定的な下水道サービスを提供するために、優先順位、必要性、費用対効果等を十分に検証しながら、計画的な施設更新を実施します。	計画的な施設更新の実施	概ね計画どおりに進んでいる	施設、設備の予防保全的な管理を含めた長寿化対策について検討するとともに、高度処理、合流改善、地震対策等について、更新時期を考慮した基本計画の策定に取り組みました。また、計画的な施設更新として、入江崎水処理センター新西系高度処理施設の再構築事業を進めました。
26	道路整備プログラムの見直し	道路の整備目標に対する効果を客観的指標により検証を行うとともに、道路を取り巻く社会環境を踏まえながら、適切に道路整備プログラムを見直します。また、計画の達成度や検証結果を市民にわかりやすく公表します。	道路整備プログラムの見直し	概ね計画どおりに進んでいる	人口や経済動向、国における全国的な方針等を参考にしながら、市内幹線道路における車種構成や移動目的などの交通特性について調査・分析を行いました。これらの交通特性を踏まえ、道路整備の基本的な考え方を整理し、道路整備プログラムの見直し素案を作成しました。

(2) 効率的な整備・運営手法の導入

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標(指標)	進捗度合	進捗状況等
27	公共施設へのESCO事業導入の推進	民間事業者の技術等を活用して、公共施設内の省エネルギー改修工事を行い、温暖化の原因となる温室効果ガス排出量と施設的光熱水費を削減するESCO事業については、宮前市民館・図書館、麻生市民館・図書館の2施設において、平成20年度に改修工事を行い、平成21年度から省エネルギーサービスを開始します。	平成20年度宮前市民館・図書館、麻生市民館・図書館の改修工事を行い、平成21年度から省エネルギーサービスを開始	達成	省エネルギー改修工事を平成21年3月に完了し、平成21年度から省エネルギー効果の検証を行っています。
27	ミックスペーパー・その他プラ資源化処理施設の建設	分別収集したミックスペーパー及びその他プラスチック製容器包装の選別、圧縮梱包を行う資源化処理施設については、平成22年度中に合築により整備を行うとともに、建設後は、民間委託により効率的な管理運営を行います。	平成22年度資源化処理施設整備と民間活用の推進	概ね計画どおりに進んでいる	資源化処理施設の建設に係る工事契約として、プラント設備工事、土木・建築工事及び建築に付帯する機械と電気設備の全ての契約を当初計画どおり終え、平成23年2月の完成に向け、建設工事を進めています。また、施設完成後の平成23年3月からは、民間委託により、効率的な管理運営を行なっています。
27	(仮称)リサイクルパークあさお整備事業へのPFI手法の導入	(仮称)リサイクルパークあさおの資源化処理施設については、効率的な整備を行うため、平成20年度にPFI導入可能性調査を行い、PFI手法の導入に向けた具体的な取組を行います。	平成20年度PFI導入可能性調査と具体的な検討の実施	当初計画を変更し、概ね変更計画どおりに進んでいる	(仮称)リサイクルパークあさおの資源化処理施設については、費用対効果等の観点から、公設民営方式で建設を行うこととしました。平成22年度に基本設計、平成23年度に実施設計を行い、平成24年度からの工事着工を目標に手続を進めています。(平成26年度完成予定)
27	川崎駅東口地区自転車駐車の効率的な整備・運営	川崎駅周辺総合整備事業における京浜急行線高架下自転車駐輪場の移設を機会に、川崎駅東口周辺における自転車等の収容量の拡充を進めるとともに、民間活用による効率的な整備・運営を図ります。	川崎駅東口周辺における自転車等の収容量の拡充 民間活用による効率的な駐輪場の整備・運営	若干の遅延はあるものの計画期間内の目標達成は可能である	川崎駅東口駅前広場再編整備で撤去する既存自転車駐輪場(約500台)の代替として、(仮称)ルフィン公園駐輪場を整備します。この駐輪場は、単なる代替としてだけでなく、将来的に不足する恐れのある駐輪場需要を考慮し、約1000台を確保することとします。整備・運営は、(財)自転車駐輪場整備センターにより行います。
27	小学校普通教室の冷房化の推進	小学校普通教室の冷房化については、効率のかつ効果的に実施するため、PFI手法を活用して平成21年度に整備を行います。	平成21年度PFI活用による小学校普通教室の冷房化	達成	平成21年4月から5月にかけて、モデル校9校で冷房設備の設置工事を先行して実施しました。その後、残り81校についても工事を行い、平成21年8月下旬までに小学校・聾学校90校の普通教室の冷房化を完了し、平成34年3月までPFI事業者による維持管理が行われます。
27	(仮称)多摩スポーツセンター整備事業へのPFI手法の導入等	平成22年度の開館に向けて、効率的な管理運営を行うため、PFI手法を活用して整備を行うとともに、隣接する西宮公園のスポーツ施設と一体で管理します。	PFI手法による整備と隣接する西宮公園のスポーツ施設との一体管理の実施	概ね計画どおりに進んでいる	平成21年7月に、PFI事業者により計画どおり工事が着工されました。引き続きPFI事業者に対する事業モニタリングを行いながら、平成22年度中の開館に向け、着実な事業実施を進めます。

(3) 適切かつ効果的な維持補修による長寿命化の推進

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標(指標)	進捗度合	進捗状況等
28	公園の維持管理水準の向上による長寿命化の推進	街区公園及び総合公園など大規模公園の公園施設を計画的に改修・更新することにより、公園施設の長寿命化を推進します。また、安全で快適な公園空間を創出するため、樹木の剪定回数を増やすなど、公園緑地の適切かつ効果的な維持管理を行います。	大規模公園の計画的な改修・更新による長寿命化の推進 樹木の選定回数の増加	概ね計画どおりに進んでいる	引き続き、計画的に改修・更新することにより、公園施設の長寿命化を推進すると同時に、樹木の剪定回数を増やすなど、公園緑地の適切かつ効果的な維持管理を行います。
28	街路樹の適正管理による安全な道路空間の維持	街路樹の剪定期間を概ね2～3年とし、交通障害となる樹木の剪定を中心に街路樹の維持管理を行い、安全な道路空間を維持します。また、街路樹の点検・診断を実施し、危険な樹木の撤去・更新を適宜実施します。	街路樹の点検・診断の実施 危険な樹木の撤去・更新の実施	概ね計画どおりに進んでいる	引き続き、交通障害となる樹木の剪定を中心に街路樹の維持管理を行い、安全な道路空間を維持すると同時に街路樹の点検・診断を実施し、危険な樹木の撤去・更新を適宜実施します。なお、平成21年度は川崎区の富士見鶴見駅線において樹木更新を実施しました。
28	公共建築物の長寿命化対策	施設を良質なストックとして整備するために、「中長期保全計画」を策定し、効果的に修繕を行うつつ段階的に長寿命化対策を実施します。	「中長期保全計画」の策定	概ね計画どおりに進んでいる	平成21年度分の建物調査を完了し、平成22年度分の建物調査を早期に実施するため、施設管理部に意向確認を実施しました。また、平成19、20年度に調査を完了した施設について、大規模施設の修繕保全計画に係る庁内検討を進めました。
28	河川維持補修における長寿命化の推進	護岸の劣化や河床の深掘れなどの調査を行い、効果的な補修工法を検討したうえで、平成21年度までに補修計画を策定し、安全性に配慮した河川施設補修による長寿命化を推進します。	平成21年度までに補修計画を策定	概ね計画どおりに進んでいる	護岸や河床等の現状を把握するために詳細な調査を実施し、補修箇所等の確認を行いました。その結果をもとに、平成21年度に効果的な補修工法等の詳細な検討を行い、維持補修計画を策定しました。
28	橋りょう整備における長寿命化の推進	安全性や緊急性に配慮した適切かつ効果的なメンテナンスによる長寿命化を推進するために、平成21年度に「長寿命化修繕計画」を策定し、橋りょうの予防保全的修繕を実施します。	平成21年度に「長寿命化修繕計画」を策定	概ね計画どおりに進んでいる	平成21年度は、検討委員会を開催し、学識経験者からの意見を反映させた上で、計画案を策定しました。平成22年度は、本計画の公表を目的に、広く市民の方々から意見を伺い、国土交通省の計画策定補助制度に基づき手続を進め、平成23年度の事業着手を目指します。
28	下水道施設の長寿命化の推進	市民の安全で快適な暮らしを守るため、地震対策を優先するとともに適切な維持管理による下水道施設の延命化に重点を置きます。	地震対策と長寿命化の推進	概ね計画どおりに進んでいる	国土交通省の下水道長寿命化支援制度に関する手引(案)に基づき、これまでポンプ場・スラッジセクター・水処理センター設備の長寿命化対策について検討を行いました。また、地震対策等についても汚泥圧送管の耐震化を図るとともに、下水道施設の耐震診断、耐震補強設計を実施しました。

28	適切な道路維持補修の推進	安全性や緊急性に配慮した効率的・効果的な維持補修を行うことにより、道路施設の適切な維持管理を推進します。	道路施設の適切な維持管理の推進	概ね計画どおりに進んでいる	生活道路を中心に道路損傷調査を各建設センターで作成し調整を図り、優先順位の高い箇所から道路の補修を行いました。
28	港湾施設における長寿命化の推進	施設管理部門と整備部門を統合したうえで、維持管理・補修計画を策定し、安全性に配慮した適切で効果的なメンテナンスによる長寿命化を推進します。	維持管理・補修計画の策定	概ね計画どおりに進んでいる	平成20年度港湾局組織整備・職配置において、港湾施設の適切かつ効果的な維持管理や予防保全型の補修の実施と積極的な長寿命化への取り組みを推進するため、管理部門と整備部門を統合しました。さらに、様々な港湾施設の特長性に配慮した維持管理・補修計画を策定し、長寿命化を推進しています。（平成21年度：係留・係留・外郭施設、23施設分の維持管理計画を策定。）

(4) 既存ストックの有効活用や複合化

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標(指標)	進捗度合	進捗状況等
29	こども文化センターの有効活用	従来の児童厚生施設としての機能に加え、地域の市民活動拠点として活用する点とともに、地域の実情に応じた子ども支援を展開するための地域子育て支援センターとしての活用を図ります。	こども文化センターを地域子育て支援センターとして活用を図る。	概ね計画どおりに進んでいる	昨年度に引き続き、こども文化センターを活用した地域子育て支援センターを21年7月から新たに9施設（合計16施設）開設しました。
29	わくわくプラザにおける児童健全育成事業の推進	国が創設した放課後等の子ども居場所確保と健全育成を目的としている放課後子どもプランを踏まえ、わくわくプラザ事業を推進するとともに、わくわくプラザを活用し、保護者の就労形態の変化等に対応し子育て支援の視点を取り入れた「子育て支援・わくわくプラザ事業」を午後6時から7時まで実施します。	「子育て支援・わくわくプラザ事業」の午後6時から7時までの実施	達成	平成20年11月から、わくわくプラザ各区1施設（全市7施設）において、「放課後学習支援事業」を開始しましたが、平成21年度は、10施設に拡充しました。 また、保護者が就労等によって午後6時までにお迎えが難しい児童を対象に、午後6時から7時まで子どもの居場所と安全を確保する「子育て支援・わくわくプラザ事業」を、平成20年2月から、わくわくプラザ全114施設において試行実施し、平成20年4月から全115施設において本格実施しましたが、平成21年度も全114施設において継続して実施しました。 ※平成20年4月にはるひ野小が新設され全115施設になりましたが、平成21年4月の白山小と王禅寺小の統合で王禅寺中央小となり、全114施設となりました。
29	老人こいの家の介護予防拠点としての機能強化	高齢者のふれあいと生きがいの場である老人こいの家については、地域における介護予防拠点としての機能強化し、介護予防普及啓発事業を実施するなど、高齢者の健康づくりの場として活用を図ります。	介護予防普及啓発事業を実施するなど、介護予防拠点としての機能強化	概ね計画どおりに進んでいる	平成21年度に指定管理者制度を更新した47か所については、介護予防を老人こいの家の事業として明確に位置付け、これに資する計画（提案）を重視した選定を行いました。なお、平成22年4月1日から指定管理者制度を更新したくじ老人こいの家についても同様の選定を行いました。また、「いこい元氣広場事業」の継続実施と併せて、介護予防事業を実施し、普及啓発をさらに進めます。

29	消防出張所廃止による土地利用	平成19年度の玉川、宮内出張所の廃止に伴い、その跡地について、一部を消防回器具置場及び防災資機材倉庫として利用し、玉川出張所の跡地は売却、宮内出張所の跡地については有効利用を図ります。	出張所廃止に伴う玉川出張所の残りの有効利用	概ね計画どおりに進んでいる	宮内出張所の跡地については、平成21年3月に防災資機材倉庫を設置し、地盤改良工事の実施に伴い平成22年4月末に消防回器具置場が竣工する予定であり、跡地については、平成21年8月に市民・こども局に管理換えし、平成22年度以降、民設民営の保育園として有効利用します。また、玉川出張所の跡地については、平成21年3月に防災資機材倉庫を設置し、跡地については、平成21年12月に売却しました。
29	市立幼稚園跡地等の有効活用	新城幼稚園の跡地については、民設民営方式で認定こども園を設置します。また、生田幼稚園の跡地については、平成23年度に児童相談所を設置します。	新城幼稚園跡地に民設民営方式で認定こども園を設置 生田幼稚園跡地に平成23年度児童相談所を設置	概ね計画どおりに進んでいる	平成22年4月1日に、旧市立新城幼稚園の跡地を活用した幼保連携型認定こども園を、民設民営により開園しました。また、市立生田幼稚園の跡地については、児童相談所として平成23年度開設予定のため、平成21年度においては、地質調査、現況測量及び基本・実施設計を完了しました。
29	豊学校の有効活用	豊学校については、さまざまな障害に対応できる特別支援学校への転換に向けて、現施設を有効活用する取組を進めます。	特別支援学校への転換に向けた取組の推進	概ね計画どおりに進んでいる	平成21年度川崎市特別支援学校再編整備検討委員会の検討内容と結果をまとめた「第1次報告書」を作成しました。
29	学校教育施設の開放等	学校教育施設については、市民活動や生涯学習、スポーツの場として利用できるよう、校庭、体育館、特別教室等の有効活用の推進・拡大を図ります。また、学校跡地の土地利用についても有効活用の視点から検討を進めます。	校庭、体育館、特別教室等の有効活用の推進・拡大 学校跡地の土地利用について検討を進める。	概ね計画どおりに進んでいる	平成21年度の有効活用開放モデル校に選定した小・中学校14校・16ヶ所の特別教室等を開放整備し、新たな地域開放施設の拡大、利用促進に努めました。 学校跡地の地域利用については、暫定期間の円滑な利用調整のほか、次年度以降の本格活用後の地域利用について引き続き関係局、地域関係者等と協議・検討を進めていきます。

II 多様な政策課題に対応する行政体制の確立

1 効率的・効果的な行政体制の確立

(1) 政策課題に対応する執行体制の整備

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標(指標)	進捗度合	進捗状況等
34	下水道事業の地方公営企業法全部適用と水道局との統合に向けた検討	市民生活に欠かせないライブライン事業としての経営基盤を構築するため、地方公営企業法の全部適用への移行を実施し、経営状況に合わせた事業選択と、よりコンパクトで確かな経営による責任ある下水道行政を推進します。 また、水道事業及び工業用水道事業を行う水道局の管理・営業部門を活用するとともに、夜間・休日の緊急窓口の一元化を図るなど、双方がライブライン事業者として安全で安心なサービスの提供と向上をめざし、下水道事業と水道事業及び工業用水道事業の執行体制の統合に向けた検討を進めます。	下水道事業の地方公営企業法の全部適用への移行の 地方公営企業法の全部適用移行後の下水道事業と水道局との統合	達成	下水道事業については、平成22年度にライブライン事業者として長期的かつ安定的にサービスを提供していくため、より企業性を発揮できる地方公営企業法の全部適用への移行し、独立採算の徹底による自立した企業運営を目指すとともに、ライブライン事業者として相乗効果が期待される上水道及び工業用水道事業との組織統合を行うことから、平成20年度には、各種プロジェクトによる課題の抽出と検討を進め、システム改修の影響調査を実施しました。平成21年度には組織統合後の事務執行に与える影響を最小限に抑えるため、財務会計等のシステムの改修を進めるとともに、下水道事業の地方公営企業法の全部適用への移行と上水道局の設置条例について市議会で可決され、平成22年4月1日から新たな体制により事業執行を行うこととなりました。
34	道路、河川、公園緑地等の都市基盤整備の一体的な推進体制の検討	市民の生活を支え、市民に身近な都市施設である道路、河川、水路、公園緑地等の都市基盤整備を一体的に行い、道路や街路の緑化推進をはじめ、河川緑化などの自然の生態系を取り入れた親水整備など、市民の豊かでうるおいのある、より良質な都市環境を形成するため、建設局と環境局緑政部の統合に向けた検討を進めます。	建設局と環境局緑政部の統合	達成	緑地保全の取組に加え、さらなる都市緑化の推進による、うるおいあふれる都市空間を創出していくため、環境局緑政部と建設局を統合し、建設局を設置しました。 また、市民生活に身近な道路や公園を一体的に管理することで、維持管理機能や危機管理体制を強化し、市民サービスの向上を図るため、建設センターと公園事務所を統合し、区役所に道路公園センターを設置しました。 これらの組織再編に係る条例改正について市議会で可決され、平成22年4月1日から新たな体制により事業執行を行うこととなりました。
34	文化・スポーツ、生涯学習関連施策の総合的な推進体制の検討	文化・スポーツ、生涯学習関連施策の総合的な推進体制の構築と関連施設の地域における市民の活動等の場としての機能強化に向けた検討を進め、取組期間中の実施をめざします。	文化・スポーツ、生涯学習関連施策の総合的な推進体制の構築	達成	平成20年度に教育委員会所管のホームタウンスポーツ推進事業等を市民・ことも同様に移管し、スポーツ施策をシティセンスの視点から活用するとともに、市民や企業と一体となった街づくりの推進を図りました。 今後さらに魅力あるスポーツの振興に向けて、スポーツ施策を市長事務部局において総合的に推進していくため、生涯スポーツや競技スポーツに関する事業に加え、ホームタウンスポーツ事業などスポーツ関連事業を一元的に所掌し、シティセンスの視点も踏まえた横断的な連携を図ることができるとともに、シティセンスの視点も踏まえた横断的な連携を図る活動の利便性向上の観点から検討を進め、平成21年第4回市議会定例会において条例が可決され、平成22年4月1日から新たな体制により事業執行を行うこととなりました。

(2)簡素で効率的な執行体制の構築

①効率的な執行体制の構築

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標(指標)	進捗度合	進捗状況等
35	税務事務の集約化	税制改正や税源移譲等に対応し、歳入の根幹である市税収入を確保すると同時に、職員のスキルアップと納税者への説明責任能力の向上を図るため、より効率的・効果的な執行体制の構築に向けて、(仮称)市税事務所の設置にかかる取組を進めます。	(仮)市税事務所の設置に係る取組の推進	当初計画を変更し、概ね変更計画とおりに進んでいる	(仮称)市税事務所の設置に向け、(仮称)中部事務所の敷地整備工事に着手し、建物賃貸借契約の締結を行うなどの取り組みを進めました。また、(仮称)南部事務所は当初計画を変更して賃貸ビルの確保も含め検討を進めています。 今後は、具体的な事務執行体制の整理を行うほか、広報活動も開始し、平成23年度中に市税事務所を開設する予定です。
35	消費者行政センターと計量検査所の再編整備	消費生活の安定と向上に向けた取組を一体的に推進するために、平成22年度までに消費者行政センターと計量検査所の再編整備を実施します。	平成22年度までに消費者行政センターと計量検査所の再編の実施	達成	再整備については、検討の結果、次のおり実施しました。消費者行政センターは消費生活トラブルの未然・拡大防止に向け、相談業務、啓発、教育業務等を行っており、その対象は消費者個人となりますが、計量検査所は、計量法に基づき、適正な計量の確保を通じ経済の発展に寄与することを目的に業務を行っており、その事業対象は主として事業者となっています。 こうしたことから、経済発展に寄与するという計量法の目的をより一層効果的に執行するためには、事業者の振興部門と一体となった組織がふさわしいことから、計量検査所を工業振興課に統合しました。
35	市境界業務と土地境界査定業務の統合	類似性の高い業務の効率性を高めるため、平成21年4月に市境界業務と土地境界査定業務の統合を図ります。	平成21年4月に市境界業務と土地境界査定業務の統合	達成	住居表示課の所管する市境界業務を平成21年4月に建設局管理課に移管し、市境界業務と土地境界査定業務との統合を図りました。
35	街区表示板等維持管理業務の建設センターへの移管	市民要望に対する機動性を確保する観点から街区表示板等の維持管理業務を、平成21年度内に各区建設センターへ移管します。	平成21年度内に街区表示板等の維持管理業務を区役所建設センターに移管	当初計画を変更し、概ね変更計画とおりに進んでいる	街区表示板等維持管理業務の建設センターへの移管に先立ち、平成22年組織改正において、住所に関する業務を統一し、市民にわかりやすく効率的な施行体制とするため、住居表示関連業務と市民・こども局の戸籍・住民記録関連業務を再編し、同局に戸籍住民サービス課を設置しました。
36	検査管理業務の一元化	平成21年度に工事検査部門を一元化し、公共工事の透明性・公平性の向上を図るとともに共有化できる単価表や歩掛についても一元化を進めます。	平成21年度に工事検査部門の一元化 共有化できる単価表や歩掛の一元化	概ね計画とおりに進んでいる	平成21年度に工事検査部門を財政局に一元化し、工事部門と切り離すなど公共工事の透明性・公平性の向上を図りました。また、単価表については、可能なものは共有化しました。今後、歩掛についても可能なものから一元化を進めます。 なお、権限委譲や一括交付金化の動向を踏まえ、単価表や歩掛の一元化の拡大を検討します。

②IT技術の活用等

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標(指標)	進捗度合	進捗状況等
36	システム全体の最適化の推進	「システム全体最適化計画」に基づき、システムのオープン化、機器の統合、集中管理化などを進め、機能的、効率的かつ安全な形態にシステムを再編成することにより、システムに係る経費の適正化を図ります。	システムの再編成による経費の適正化	概ね計画どおりに進んでいる	平成21年度は、①汎用機の利用状況調査、②人事給与システムのオープン化、③サーバ集中管理化に向けた検討・検証及びマシン室の整備、④次期i DCCの検討などに取り組みました。 平成22年度は、①第1次アクションプラン(H20~22)の評価、②第2次アクションプラン(H23~25)の策定、③AD(アクティブディレクトリ)の導入によるセキュリティの強化、④サーバ集中管理化(位置統合)の開始などに取り組みます。
36	人事給与事務の効率化	「人事給与システム」の導入により、システム運用経費の削減を図るとともに、人事給与事務を見直し、効率的な執行体制を構築します。	「人事給与システム」の導入による経費の削減 人事給与事務の見直し	達成	平成21年度は、本格稼働に向けたシステムテスト、運用体制の整備等の最終確認を行うとともに、平成22年1月からは人事異動処理、給与計算処理などの一部の機能が稼働し、平成22年4月から人事給与システムの本格運用を開始しました。
36	戸籍業務の電子化に伴う執行体制の見直し	戸籍電子化による定額効果としての職員削減及び戸籍入出力業務へのオペレーター導入により、効率的な執行体制を構築します。	戸籍電子化による職員削減 戸籍入出力業務へのオペレーター導入	概ね計画どおりに進んでいる	平成19年度に戸籍電算化が完了し、15,177人工の職員削減効果が得られました。また、平成19年7月に戸籍事項証明、平成20年1月に平成改製原戸籍、同年3月に除籍及び改製原戸籍(平成改製原戸籍を除く)の証明書出力業務について、オペレーター化を行いました。平成21年度は、戸籍届出の入力業務のオペレーター化等について検討を行いました。が、戸籍事務におけるスキル維持の必要性等の課題があることから、今後引き続き関係局区との検討・協議を行うこととしております。
36	国民健康保険業務の効率化	「国保ハイアップシステム」の導入により、複雑化する医療給付事務や増大する保険料収納事務の効率的な執行体制を構築します。	「国保ハイアップシステム」の導入	達成	「国保ハイアップシステム」を導入し、国民健康保険事業の複雑化する医療給付事務及び増大する保険料収納事務の効率的な執行体制を構築しました。
36	給水装置工事事務処理業務の効率化	給水装置工事事務の進行管理の円滑化を図るため業務を電子化し、事務処理の迅速化によるサービスの向上を図ります。	給水装置工事手続の電子化	当初計画を変更し、概ね変更計画どおりに進んでいる	給水装置工事管理システムについては、基幹となる新料金システムの開発事業者が平成21年12月に決定され、現在、平成24年度の稼働に向け、給水装置工事管理システムの基本設計を行っています。 工事事務手続の電子化については、平成21年度中に利用者団体と意見交換会を4回開催し、開発に当たった際の優先順序の要望等を確認することができました。この要望等を踏まえ、工事事務手続の電子化に関する基本的な方向性について検討を進めています。

③非常勤職員の活用等

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標(指標)	進捗度合	進捗状況等
36	消費生活相談業務執行体制の見直し	相談情報の処理業務については、専門知識を有する非常勤嘱託員を活用することなどにより、効率的な執行体制を構築します。	相談情報処理業務への非常勤嘱託員の活用	若干の遅延はあるものの計画期間内の目標達成は可能である	相談業務については、効率的な執行体制の構築に向け、平成19年度に北部消費者センターの職員3名を減員し非常勤嘱託員2名とするとともに平成20年度には消費者行政センターへ統合していますが、国における消費者庁の設置や、消費者安全法の施行など、消費者行政を取り巻く環境は大きく変化しています。 特に消費者安全法では、地方公共団体の事務として消費生活相談、あつせん、情報収集・提供事務を規定するとともに、新たに市長に対し消費者事故等の報告を義務付け、さらには法定委任事務として立入り調査の実施加えるなど、地方消費者行政の一層の推進を求めています。 また、消費生活相談情報についても、地方での相談内容を直ちに国が把握できるよう、国民生活センターが運用するPIO-NETシステムを抜本的に改正しており、平成22年4月には迅速な情報提供が必要となつていきます。 こうした変化に対応するためには適正な体制作りが重要となるので、今後の国県等の動向や事務の状況を的確に捉えながら、引き続き、効果的な執行体制の構築に向けた検討を進めます。
36	戸籍住民基本台帳業務執行体制の見直し	証明発行業務については、順次非常勤化を図ります。	証明発行業務の順次非常勤化	概ね計画どおりに進んでいる	平成21年度に証明書発行業務への45人の非常勤配置を実施し、現在はその検証を行っているところです。今後は、この体制の下で、郵送業務センター化を行うメリット・デメリットについて検討を行う予定です。
36	焼却灰運搬業務執行体制の見直し	処理センターの焼却灰運搬業務については、退職動向等にあわせ非常勤化を図ります。	焼却灰運搬業務の非常勤化(退職動向等にあわせて)	概ね計画どおりに進んでいる	引き続き、退職動向等にあわせ非常勤化を図ってまいります。
37	し尿処理・圧送業務執行体制の見直し	入江崎クリーンセンターのし尿処理・圧送業務については、退職動向等にあわせ非常勤化を図ります。	入江崎クリーンセンターのし尿処理・圧送業務の非常勤化(退職動向等にあわせて)	概ね計画どおりに進んでいる	引き続き、退職動向等にあわせ非常勤化を図ってまいります。
37	廃棄物中継輸送業務執行体制の見直し	加瀬クリーンセンターの廃棄物中継輸送業務については、退職動向等にあわせ非常勤化を図ります。	加瀬クリーンセンターの廃棄物中継輸送業務の非常勤化(退職動向等にあわせて)	概ね計画どおりに進んでいる	引き続き、退職動向等にあわせ非常勤化を図ってまいります。
37	廃棄物海面埋立業務執行体制の見直し	浮島埋立事業所の廃棄物海面埋立業務については、退職動向等にあわせ非常勤化を図ります。	浮島埋立事業所の廃棄物海面埋立業務の非常勤化(退職動向等にあわせて)	概ね計画どおりに進んでいる	引き続き、退職動向等にあわせ非常勤化を図ってまいります。
37	福祉事務所生活保護業務執行体制の見直し	生活保護受給世帯の増加傾向が継続する中、より効率的・効果的な生活保護業務執行体制を構築します。	効率的・効果的な生活保護業務執行体制の構築	概ね計画どおりに進んでいる	平成21年度に、ケースワーカーの配置基準等実施体制の見直しを図りました。平成22年度は新たな実施体制の検証を行うとともに、人材育成を踏まえた効率的で効果的な業務執行体制の構築について、生活保護業務あり方検討部会で検討してまいります。

37	公立保育所職員配置基準の見直し	保育所の効率的な運営を図るため、国基準や他都市及び市内社会福祉法人が運営する保育所を参考に見直しを図ります。	公立保育所職員配置基準の見直し	改革の取組は進んでいるものの、計画に対して遅延があり計画期間内に定める目標達成は困難である	今後の保育所の効率的な運営を図るための職員配置基準の見直しなど、執行体制を検討しておりますが、待機児童対策のために定員を上回る児童の受入れを行っていることにも、障害児及び特別な支援が必要な児童数が増加しており、計画期間内での目標達成は困難な状況です。
37	水道コーナ－執行体制の見直し	各区役所の水道コーナ－については、給水装置完成図の電子化等に併い非常勤化などを図ります。	水道コーナ－の非常勤化	達成	川崎市内全域の給水装置工事完成図の電子化が平成20年度をもって終了しました。また、水道コーナ－に必要な機能を精査し、平成21年度職員配置計画において職員3人体制から職員1人及び非常勤嘱託員2人体制としました。 なお、水道コーナ－機能の一部を下水道事務所に移転することに伴い、平成21年度末をもって同コーナ－を廃止しました。
37	市バス公募嘱託乗務員等の活用	乗務員の退職動向等にあわせて、公募嘱託乗務員等の活用を図ります。	公募嘱託乗務員等の活用	概ね計画どおりに進んでいる	公募嘱託乗務員は、平成20年度は募集を2回行い、11名を採用しました。平成21年度は約40人の不足数を確保するため募集を5回に増やし、17名を採用しましたが必要数には足りないことから、引き続き公募嘱託乗務員を活用するため、平成22年度も募集を行い確保を図ります。また、より多くの公募嘱託乗務員を確保するため、養成運転手制度の導入を検討しております。

(3)民間部門を担い手とする公共サービスへの転換

区	取組事項	取組の概要・方向性	目標(指標)	進捗度合	進捗状況等
38	自動車運転業務の見直し	迅速かつ柔軟な機動力の確保が求められる災害時の対応等を踏まえ、直営で確保しておくべき車両台数を検証したうえで、タクシーチケットや委託化等の拡大を図ります。	自動車運転業務の見直しに伴うタクシーチケットや委託化等の拡大	若干の遅延はあるものの計画期間内の目標達成は可能である	効果的・効率的な執行体制確立に向けて共用車利用データの集計・分析作業を進めるとともに一般職員が運転する車を導入しました。また、他都市状況調査を行いました。(取組期間内に考え方を整理し、順次執行体制見直しを進めていきます。)
38	区役所管理運営の効率化	区役所の電話交換業務については、総合センターに統合します。	区役所電話交換業務の総合センターへの統合	概ね計画どおりに進んでいる	平成20年度に幸区と麻生区において、区役所の電話交換業務を総合センターに統合し、業務の効率化を図りました。平成22年度は、宮前区と多摩区、高津区において区役所電話交換業務を総合センターへ統合します。
38	消費者啓発育成業務執行体制の見直し	消費者に係る啓発業務については、委託化を含めた執行体制を見直します。	消費者啓発育成業務執行体制の見直し(委託化含む)	達成	平成21年度から啓発育成業務を可能な限り委託するとともに、執行体制を見直し、職員1名の非常勤化を図りました。

38	勤労者福祉共済業務の委託化	平成20年度に厚生事業等の業務を委託化し執行体制の効率化を図ります。さらに効果的・効果的な運営手法を検討し、役員管理、給付事業などの業務を平成22年度までに委託化します。	平成20年度に厚生事業等の業務を委託化し、平成22年度までに役員管理、給付事業を委託化	概ね計画どおりに進んでいる	平成20年度に厚生事業等の業務を委託化し、平成22年度は役員管理、給付事業などの業務についても委託化を図り、職員1名を削減いたしました。また、一般会計からの繰入金金の削減に向け、平成21年度に条例改正した退職せん別金の早期支給に努め、さらなる効果的・効果的な執行体制に向け事業の見直しを図ります。
38	競輪場投票業務の委託化	車券の発売・払戻業務等の委託化を進めます。	車券発売・払戻業務等の委託化	達成	平成21年4月から、バックスタント投票所と西2投票所における発売・払戻業務の民間委託化を図りました。
38	廃棄物収集・処理業務の委託化	平成20年度から粗大ごみの収集運搬業務を民間事業者へ委託し、平成21年度は、粗大ごみ及び小物金属の処理業務を委託します。また、小物金属の収集運搬業務の委託化を図ります。	平成20年度粗大ごみ収集運搬業務の委託化 平成21年度粗大ごみ及び小物金属処理業務の委託化 小物金属収集運搬業務の委託化	達成	平成20年度から、粗大ごみの収集運搬業務を民間事業者へ委託しました。 平成21年度は、浮島処理センター及び橋処理センターの粗大ごみ及び小物金属の処理業務を民間事業者へ委託しました。 小物金属収集運搬業務については、民間事業者と委託契約を締結し、平成22年4月1日から業務を開始しました。なお、委託化により、平成22年度職員配置計画において、37人の職員定数を削減しました。
38	福祉関係団体事務の見直し	団体と行政の関わり方について、その団体の自主性を強化する観点等から見直します。	福祉関係団体と行政の関わり方を見直し	当初計画を変更し、概ね変更計画どおりに進んでいる	団体の自主性を強化する観点から、事業の企画・立案・実施についてのノウハウを伝えながら、各々の団体に必要な支援を行い、各団体が独自に事業の見直しを行うなど、団体の自立に向けた育成の取組を推進しました。平成21年度からは、宿泊研修を市内での半日研修に変更、各行事への随行職員を最小限に減員及び補助金の減額を行うなど、各団体の事務について、支援の必要性が低いものについては、行政の関わり方を見直しました。
39	保育園調理業務の委託化	保育園の調理業務については、委託化を推進しつつ、安定的かつ効果的に給食を提供します。	保育園調理業務の委託化	概ね計画どおりに進んでいる	平成21年度及び平成22年度において、各5園の調理業務の委託化を実施しました。
39	地域療養センターの整備、運営の民営化の推進	平成22年度に開設を予定している(仮称)西部地域療養センターを、民営運営により整備します。また、南部地域療養センターは川崎区日進町地区「福祉センター」の、中部地域療養センターは中原区井田地区のリハビリテーション福祉・医療センターの再編整備にあわせて民営化の取組を推進することともに、北部地域療養センターについても運営管理の民間活用を図ります。	平成22年度民営による(仮)西部地域療養センターの整備 南部・中部・北部の地域療養センターへの民間活用の推進	概ね計画どおりに進んでいる	川崎西部地域療養センターは、民間法人による整備を進め、当初計画どおり、平成22年4月に開所しました。 中部地域療養センターは、平成23年度の新園舎移転、指定管理者制度導入に向けて、当初計画どおり、平成21年度に実施設計完了・建設着工及び指定管理者の指定を実施しました。 南部地域療養センターは、福祉センターの再編に併せて、平成26年度に移転、指定管理者制度導入に向けた調整を進めています。 北部地域療養センターについては、今後第3期実行計画策定の検討の中で民営化時期等を決定する予定です。

39	住宅整備・保全業務の委託化	公営住宅の整備・保全業務の設計、工事監理については、委託化を進めます。	公営住宅の設計・工事監理の委託化の推進	概ね計画どおりに進んでいる	維持・修繕業務については、平成5年度より住宅供給公社へ委託し、平成18年度からは同公社が管理代行をしています。改善事業については、国の交付金制度の見直しに伴う長寿命化計画の策定に併せ、その一部を管理代行として委託ができるよう国と引き続き協議中を進めます。
39	公共施設・設備保全業務の委託化	公共施設の整備・保全業務の設計、工事監理については、委託化を進めます。	公共施設の設計・工事監理の委託化の推進	概ね計画どおりに進んでいる	受託工事の高度化・複雑化に加え業務量の増加に伴い、設計や工事監理業務の委託化を推進してきましたが、さらなる委託化を推進するため、平成22年度からまちづくり公社に委託する業務については、公社の特性を活かし、工事依頼局及び施設管理者との調整、住民折衝、現場に合わせた工事内容調整などの業務を新たに追加して委託することになりました。
39	下水処理施設運転・保守管理業務等の委託化	入江崎総合スラッジセンターは管理監督部門を除く運転・維持管理業務の全てに ついて、平成20年度から民間委託を実施します。また、水処理センター・ポンプ場についても、順次、委託可能な業務について民間活用を図ります。	平成20年度入江崎総合スラッジセンターの運転・維持管理業務の委託化 順次、水処理センター・ポンプ場への委託化の推進	概ね計画どおりに進んでいる	平成20年度に入江崎総合スラッジセンターの管理監督部門を除く運転・維持管理業務の民間委託を実施しました。また、加瀬処理区ポンプ場について平成22年度から段階的に民間事業者による運転・維持管理業務が可能となるよう、平成22年2月に委託契約を締結しました。
39	学校給食調理業務の委託化	学校給食調理業務については、委託化を推進しつつ、安定的かつ効率的に給食を提供します。	学校給食調理業務の委託化の推進	概ね計画どおりに進んでいる	平成22年度に向けては、学校給食調理員の配置基準見直しに伴い委託化は行ないませんでした。平成23年度以降は、引き続き退職動向に合わせて委託化を進めます。

(4) 公の施設等の効率的な管理運営

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標(指標)	進捗度合	進捗状況等
40	農政組織の再編に伴う緑化センターの移管	緑化センター(都市緑化植物園)を平成20年4月に環境局に移管し、緑の普及啓発など都市緑化推進の場として管理運営を行い、平成22年度までに全部委託もしくは指定管理者制度を導入します。	平成20年度緑化センターの再配置 平成22年度までに全部委託もしくは指定管理者制度を導入	概ね計画どおりに進んでいる	指定管理者制度導入についてのパブリックコメントを平成21年3月～4月に実施し、6月に条例改正等の手続き、12月に指定管理予定者の議案承認手続きなどを行い、平成22年度から指定管理者制度の運用開始しました。
40	長寿荘宿泊事業の廃止と管理運営手法の見直し(再掲)	施設の老朽化や利用者が減少している現状等を踏まえ、宿泊事業、日帰り招待事業等を平成19年度をもって廃止します。また、宿泊事業等廃止後は、他の老人福祉センターと同様に多様化する市民ニーズに効果的かつ効果的に対応するため、平成21年度から指定管理者制度を導入します。	平成19年度に事業廃止 平成21年度より老人福祉センターとして指定管理者制度を導入	達成	当初の計画どおり、平成19年度末をもって、宿泊事業、日帰り招待事業等を廃止し、老人福祉センターとして平成21年4月から指定管理者制度を導入しました。
40	特別養護老人ホームの運営	公設の特別養護老人ホーム8施設については、平成22年度末まで指定管理者による管理運営を継続するとともに、平成23年度以降の管理運営手法のあり方について施設協議も含めて検討します。	平成22年度末まで指定管理者による施設運営の継続 平成23年度以降については施設協議も含め管理運営手法を検討	概ね計画どおりに進んでいる	平成23年度以降の管理運営手法のあり方について、内部の検討委員会を設けし検討を進め、施設ごとに施設協議に係る課題の整理を行った結果、現時点では指定管理者による施設運営を継続することとしました。なお、引き続き検討していきます。
40	恵楽園の運営	平成22年度末まで指定管理者による管理運営を継続するとともに、平成23年度以降の管理運営手法のあり方について施設協議も含めて検討します。	平成22年度末まで指定管理者による施設運営の継続 平成23年度以降については施設協議も含め管理運営手法を検討	概ね計画どおりに進んでいる	平成23年度以降の管理運営手法のあり方について、内部の検討委員会を設けし検討を進め、施設協議に係る課題の整理を行った結果、現時点では指定管理者による施設運営を継続することとしました。なお、管理運営手法のあり方については、引き続き検討していきます。
40	介護老人保健施設三田あすみの丘の運営	経費節減を図りながら市民サービスの向上を図るため、平成21年度から施設の譲渡も含め、民間事業者による運営に変更します。	平成21年度施設譲渡も含め民営化	達成	施設の譲渡を実施し、平成21年4月1日から、民間法人による運営に変更しました。
40	障害者福祉施設の運営	指定管理者制度により運営している障害者福祉施設については、平成22年度末まで指定管理者による管理運営を継続するとともに、平成23年度以降の管理運営手法について施設協議も含めて検討します。	平成22年度末まで指定管理者による施設運営の継続 平成23年度以降については施設協議も含め管理運営手法を検討	概ね計画どおりに進んでいる	平成23年度以降の管理運営手法のあり方について、内部の検討委員会を設けし検討を進め、施設ごとに施設協議に係る課題の整理を行った結果、現時点では指定管理者による施設運営を継続することとしました。なお、引き続き検討していきます。

40	保育所の民営化による保育需要への対応 (再掲)	保育所入所定員の増大や延長保育の充実などの今後の保育需要に対応するため、平成21年度から平成24年度に各年度5か所の保育所を民営化します。	平成21年度から毎年度5保育所を民営化	当初計画を変更し、概ね変更計画どおりに進んでいる	平成21年度は京町・戸手・南平間・宮前平・白鳥の5園、平成22年度は大師・住吉・坂戸・宮崎・宿河原の5園を民営化し、取組を推進しました。 また、平成21年8月に「保育緊急5か年計画(改訂版)」骨子を策定し、民営化の公表時期を1年半前から2年半前に変更し、より円滑な民営化の推進を図ることにしました。 そこで、平成23年度の民営化園として末長保育園を、平成24年度の民営化園として、西大島・東小倉・玉川・玉川郭・百合丘保育園の建替え民営化計画を公表し、保護者等への説明会を開催しました。
40	生田緑地及び同緑地内博物館等施設の管理運営	生田緑地及び同緑地内の岡本太郎美術館、青少年科学館、日本民家園については、同緑地全体の魅力と価値を高める視点から、効果的かつ効果的な管理運営を図ります。	効果的かつ効果的な管理運営	概ね計画どおりに進んでいる	「生田緑地運営の基本的な考え方」に基づき岡本太郎美術館、青少年科学館、日本民家園の合同での「サマーミュージアム」の実施、共通パブリックの発行等を行うとともに、「生田緑地ビジョン」の検討の中で、各博物館の魅力を最大限に活かし、市民サービスの向上につなげる博物館3館の管理運営体制についての検討を進めています。

(5) 協働による課題解決に向けたしくみの構築

真	取組事項	取組の概要・方向性	目標(指標)	進捗度合	進捗状況等
41	都市型コミュニティづくりの推進	地域の核となる住民組織活動の活性化と自治意識の高揚を図るため、市民が主体的に参加して地域課題を解決するしくみを構築します。	市民が主体的に参加して地域課題を解決するしくみの構築	進捗度合	川崎市のコミュニティの現状、施策、活動事例、連携の状況、課題についてまとめた「川崎市都市型コミュニティ検討委員会中間報告書」の説明と意見交換会を内容としたフォーラムを平成21年7月4日に開催しました。また、委員会での議論とフォーラムでの意見を踏まえ、地域コミュニティの活性化に向けた仕組みづくりや必要な取り組みについて、区域、場、人材、資金、連携、情報の視点から検討を行い、委員会の報告書を平成22年3月末に取りまとめました。また平成22年度は報告書を受けてガイドラインを作成する予定です。
41	区役所における市民提案型事業の検討・実施	協働の拠点である区役所において、市民活動団体等からの提案に基づき、地域課題の解決に向けた協働型事業の検討・実施に取り組みます。	協働型事業の検討・実施	達成	平成21年度から川崎区において市民提案型事業制度が運用されたことにより、全区において同事業が実施されることとなりました。

41 市民協働による公園等維持管理の推進	市民に身近な公園等を「地域の庭」としてより柔軟に活用してもらったため、公園管理運営協議会の設置拡大に向けた取組を進めます。	公園管理運営協議会の設置拡大	改革の取組は進んでいるものの、計画に対して遅延があり計画期間内に掲げる目標達成は困難である	平成16年から公園管理運営協議会を正式に発足し、発足当初は関心ある団体等に積極的に加入してもらったものの、少子高齢化や住民の町会離れなどにより、その後の加入については鈍化しています。平成21年度末の設立数は440団体となっており、計画期間内に600団体という目標達成は困難な状況です。現在は、団体未設置公園への新規設置も考慮した取組みを実施しています。
41 地域課題の解決に向けた商店街と地域の連携	子育てや安全・安心など地域の課題解決に向けて、モデル事業を実施し、商店街のコミュニティ機能の充実を図るとともに、商店街と地域社会が連携して取り組んでいくしくみづくりを推進します。	モデル事業の実施 商店街のコミュニティ機能の充実 商店街と地域社会が連携して取り組んでいくしくみづくりの推進	概ね計画どおりに進んでいる	中原区では、マナーアップポスター展や料理教室の事業を継続させる他、新たに商店街へのベンチ設置や物産イベントを商店街や地域と連携して実施しました。また、中原区役所を事務局に「中原区商店街と連携した地域のまちづくり懇談会（構成：商店街、町内会、町内会婦人部等、年2回開催）」が、事業の企画等を継続的に意見交換するしくみが機能しています。宮前区では、商店街内の集会所を活用して、地域のNPO法人と連携して健康マーシャランを開催し、さらに参加者のニーズに添って健康講座や消費者向けの講座を企画するなど地域の交流が進展しており、商店街と連携し、地域コミュニティの活性化に向けたしくみづくりを進めています。
41 学校教育施設の地域管理の推進	学校教育施設の管理については、引き続き地域管理を推進するとともに、児童生徒の在籍時と土日・夜間の施設開放時の管理形態を分けるなどのセキュリティ対策についても取り組めます。	学校教育施設の地域管理の推進 セキュリティ対策への取組	達成	「かわさき教育プラン」第2期実行計画を受けて、学校施設の有効活用と地域管理を推進しました。平成20年度は、各区2校のモデル校において、特別教室を中心とした、地域管理による市民活動拠点を整備し、地域への施設開放を拡充しました。平成21年度は、新たに14校において地域の管理による施設開放の実現に向け、特別教室等を市民活動拠点として整備し、学校施設開放の拡充に努めました。また、高津中・ス本小・土橋小・生田中・生田小の5校については、引き続き地域の市民団体に管理を委託しています。
41 学校・家庭・地域社会が一体となった学校運営の推進	保護者や地域住民が校長や教職員と一体となって学校運営に参画するコミュニティ・スクールを各区に設立するとともに、コミュニティ・スクールを各区に指定された学校の取組成果を他の学校へ波及させることなどにより、学校・家庭・地域社会が連携して、よりよい教育の実現に取り組めます。	各区にコミュニティ・スクー	達成	未設置であった4区について平成20年度にコミュニティ・スクールを設置し、第3回コミュニティ・スクール・フォーラムの開催により取組内容を各校へ周知しました。平成21年度には、各区・計8校の運営支援を継続しながら、平成22年2月に第4回コミュニティ・スクール・フォーラムを開催し、パンフレット「コミュニティ・スクール・ガイド2010」を作成しました。

2 効率的な行政経営基盤の確立

(1) 職員の人材育成と意識改革のさらなる推進

取組事項	取組の概要・方向性	目標(指標)	進捗度合	進捗状況等
42 的確な公共サービス提供体制の確立に向けた人材の確保・育成	平成19年6月に策定した「第2次川崎市人材育成基本計画」に基づいて、「職員一人ひとりが公共サービスの責任主体」との意識を徹底し、行政のプロとしての職員を効果的、計画的に確保・育成します。	計画的な採用 人物本位の採用 経験者採用の拡大 任期付任用制度の拡大	概ね計画どおりに進んでいる	民間企業等職務経験者採用試験に係る受験年齢上限の引き上げや育児休業代替任期付任用の導入など、多様な人材の確保に向けた取組を行いました。
42 的確な公共サービス提供体制の確立に向けた人材の確保・育成	◆多様な人材の確保 職員構成に配慮した計画的な採用、面接を重視した人物本位の採用、経験者採用の拡大、任期付任用制度の拡大等を進めます。	評価者(管理監督者)のスキルアップ 評価結果の反映拡大 など	概ね計画どおりに進んでいる	評価者(管理監督者)研修の充実、評価結果の昇給反映開始など、効果的な目標達成と職務遂行を通じた人材育成を進めました。
42 的確な公共サービス提供体制の確立に向けた人材の確保・育成	◆新たな人事評価制度を活用した人材育成 人事評価制度を人材育成を効果的に進めるための主要ツールと位置付け、評価者(管理監督者)のスキルアップ、評価結果の反映拡大などを推進し、効果的な目標達成と職務遂行を通じた人材育成を進めます。	係長昇任選考対象職種 「庁内公募」の推進	概ね計画どおりに進んでいる	係長昇任選考対象職種の拡大(21年度実施:10職種→12職種)や庁内公募の実施など、能力・実績に基づく人材の登用、適材適所の人事配置を行っています。
42 的確な公共サービス提供体制の確立に向けた人材の確保・育成	◆複線型の人事制度の導入に向けた取組 職員自らがキャリアプランを設計できるシステムを構築し、専門性、専門性を重視した人事コースの整備に向けた検討を進めます。	専門性、専門性を重視した人事コースの整備に向けた検討	概ね計画どおりに進んでいる	専門職、専門職の職務分野の検証及び見直しを行い、専門職のコース制、専門職の定数化など平成22年度からの運用に向けた取組を行いました。
42 的確な公共サービス提供体制の確立に向けた人材の確保・育成	◆女性人材の育成・活用に向けた取組 女性が管理監督者としても能力を発揮できるような育成を図りながら、積極的な活用を進めます。	女性人材の育成・活用	概ね計画どおりに進んでいる	自治体第1部・第2部特別課程や市町村アカデミーなどの、女性職員を対象とした研修に職員を派遣し、管理監督者としての能力開発・向上に向けた取組を進めました。 個々の職員の能力にに応じ、課長補佐や管理職への登用を図りました。 《参考》：女性が占める比率の推移 【20年4月→21年4月→22年4月】 ・係長級 27.7%→29.1%→29.4% ・課長補佐 16.8%→17.5%→19.3% ・課長級 11.3%→11.6%→13.5%

(2) 新たな給与制度の継続的な見直しと福利厚生制度の改革

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	進捗度合	進捗状況等
44	職務・職責と勤務実績に基づくインセンティブに富んだ給与制度の定着	国における公務員制度改革の動向等を踏まえながら、給与制度の見直しを行っていくとともに、業務実態の変化等の状況を見据え、引き続き次の取組を進めます。			
44	職務・職責と勤務実績に基づくインセンティブに富んだ給与制度の定着	◆給料表再編の検討や構造の見直しなどより職務・職責の内容に見合った給与とするため、給料表の見直しなどの検討を行います。	給料表の見直しなどの検討	概ね計画どおりに進んでいる	公務員をとりまく諸課題に対応するため、国の動向等を踏まえて、給料表の見直しなども含めた新たな給与構造改革への検討を行いました。
44	職務・職責と勤務実績に基づくインセンティブに富んだ給与制度の定着	◆諸手当の見直し 特殊勤務手当をはじめ、各手当の趣旨を勘案した見直しについて引き続き取り組みます。	諸手当の見直し	概ね計画どおりに進んでいる	住居手当及び特殊勤務手当（税務手当）について、支給要件の見直しを行いました。
44	社会経済環境の変化に合わせた福利厚生制度の再構築	市民の理解が得られるよう社会経済環境の変化に合わせて事業のあり方を見直しながら、市民サービス向上に向けて職員が能力を最大限に発揮できるよう事業・制度の再構築を進めます。			
44	社会経済環境の変化に合わせた福利厚生制度の再構築	◆保険料負担割合の均衡 平成20年度に事業主と被保険者との負担割合について均衡(50対50)を図ります。	平成20年度保険料負担割合の均衡	達成	平成20年度健康保険料の事業主と被保険者との負担割合は、均衡(50対50)を図りました。
44	社会経済環境の変化に合わせた福利厚生制度の再構築	◆福利厚生事業の見直し 職員厚生会等の職員の互助組織が実施する各種事業について、民間との均衡、費用対効果等の観点から、公費負担の見直しを図っていきます。また、福利厚生事業として管理運営している施設の廃止や縮小を含めて検討を進めます。	公費負担の見直し 施設の廃止や縮小を含めた検討の実施	概ね計画どおりに進んでいる	職員厚生会が実施する各種事業について、事業主、組合、共済組合等関係者と調整等を図りながら、現行事業全体を対象に委託、縮小、移管、廃止等の検討を重ねてきました。平成21年9月30日におこなった会議は廃止となり、市に返還されました。改修工事も完了し、平成22年度から庁舎として利用しますが、一部は福利厚生施設として引続き、職員厚生会が利用します。
44	社会経済環境の変化に合わせた福利厚生制度の再構築	◆健康保険組合と職員共済組合の統合 社会保険制度改革に伴い、共済組合の全団市町村職員連合会への加入や、健康保険組合と職員共済組合の統合に向けた取組について、国との調整を図りながら、着実に進めます。	健康保険組合と職員共済組合の統合	達成	平成21年12月1日に健康保険組合の解散、共済組合移行が完了しました。
44	社会経済環境の変化に合わせた福利厚生制度の再構築	◆安全衛生及び健康管理に関する対策の強化、推進 疾病予防対策、メンタルヘルス対策の推進、強化など職員が健康で能力を最大限に発揮できるような職場環境づくりを進めます。	疾病予防対策、メンタルヘルス対策の推進・強化	概ね計画どおりに進んでいる	メタボリックシンドローム予防対策として、共済組合との役割分担を明確にして、特定健診対象外にアプローチャし取組んでいます。また、平成22年度から職員の健康支援及び復職支援に関する取組を推進するため、人材育成センターに健康支援課を設置し、メンタルヘルス対策については、一次予防に重点を置いたメンタルヘルス対策を強化推進するとともに、復職支援については、復職ガイドラインに沿って復職支援を実施し、再発防止を念頭に置いた復職支援システムの強化・確立に取り組んでいます。

(3) 出資法人の効率的な経営とあり方

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標(指標)	進捗度合
45	目標管理手法の確立と事業の見直し	<p>各出資法人は、客観的数値目標を設定した新たな経営改善計画を策定し、それに沿った取組を進め、新点検評価システムを活用して事業効果や採算性を検証し、さらなる改善を図るといった、PDCAサイクルを確立します。</p> <p>一方、本市は毎年法人の出した成果を評価し、法人を活用した事業の内容や執行体制の見直しを実施し、公共サービスの質の向上と費用対効果の向上を図ります。</p> <p>加えて、外部専門家による第3者チェックも実施し、評価の客観性や厳格性を担保します。</p>	<p>新点検評価システムの活用による経営改善の推進</p>	<p>各出資法人は、新たな経営改善計画を策定し、それに沿った取組を進め、新点検評価システムを活用して事業効果等を検証し、さらなる改善を図るといった、PDCAサイクルを確立しました。</p> <p>本市は、新点検評価システムを活用したピアリングの実施等によって、毎年法人の出した成果を評価するとともに、法人を活用した事業内容についての検証を行いました。平成22年度については、これらの取組に加え、次期経営健全化計画の策定に向けて、財務の専門家である監査法人による評価を実施し、評価の客観性や厳格性を担保します。</p>
45	内部プロセスの最適化への取組	<p>事業執行体制における人や費用バランスの最適化を図り、採算性を向上させるため、法人の経営状況に見合った給与体系への見直しや組織体制のさらなる効率化を進めます。</p> <p>また、目標の明確化や組織の活性化を図るため、人事評価制度の導入について指導を継続します。</p>	<p>内部管理基準等の見直しによる経営改善の推進</p>	<p>各出資法人は、法人の経営状況、事業内容、目標達成度等を勘案した給与体系の導入について検討を行い、職員の人事・給与制度の見直しに取り組みました。</p> <p>平成22年度については、引き続き、公益法人制度改革の趣旨に沿った内部管理の基準等の見直しによる指導を行い、経営改善を推進します。</p>
46	新たな公益法人制度改革への対応	<p>公益法人制度改革関連3法の施行により、公益法人は、第三者機関の審査により認められることとなることにも、非営利法人の新たな枠組みへの対応が必要となるため、平成25年11月までの移行期間中に、改めて法人の公益性を問い直すとともに、事業の検証を行い、法人の位置付けに沿った取組を進めます。</p>	<p>新法人への移行の推進</p>	<p>公益法人制度についての理解を深めるため、出資法人及び出資法人所管部局を対象として、新法人移行時の留意事項などに関する研修について、平成20、21年度に各2回開催しました。</p> <p>平成21年度については、財務の専門家である監査法人による事業内容や財務状況の検証を行い、新法人移行時の課題を整理しました。また、主要出資法人のうち1法人が公益認定の申請を行いました。</p> <p>平成22年度については、各法人において新法人への移行に向けた検討を進め、平成23年度までに順次申請の手続きを行うよう調整を図ります。</p>
46	財政的・人的関与の見直し	<p>補助金については、原則として3年間で5%の削減を図るなど、引き続き財政的・人的関与の適正化を進めます。</p>	<p>補助、助成金の見直し 派遣職員の引き上げ</p>	<p>出資法人が実施する事業内容について精査を行うとともに、出資法人が担うべき役割を検証し、補助、助成金の見直しを行いました。</p> <p>出資法人への人的な支援に係る見直しについては、派遣の目的や必要性についての検証を行い、派遣目的の達成状況等を踏まえ派遣職員の引き上げを実施しました。</p>

46	本市財政運営との連携や支援のあり方の検討	<p>財政健全化法では、出資法人も含めた連結決算による財政の健全性を図ることになっており、こうした観点からも、出資法人の経営改善やあり方について検討を進める必要があります。</p> <p>また、法に定める健全化指標のひとつである「将来負担比率」は、出資法人への債務保証及び損失補償も併せたものとなっていることもあり、公共性や公益性等を考慮して限定的に実施してきた債務保証及び損失補償の設定については、より慎重に対応します。</p>	債務保証及び損失補償への慎重な対応	<p>平成21年度は、損失補償の設定を必要とする法人はありませんでした。財政健全化法では、出資法人も含めた連結決算による財政の健全性を図ることになっており、引き続き出資法人の経営改善やあり方について検討を進めます。</p>
46	新点検評価システム結果の公表	<p>出資法人の事業効果や、使用料・税の減免・人件費等のコストまで含めた採算性の評価結果を、毎年度ホームページに公表します。</p>	継続的な情報発信の推進	<p>出資法人の事業効果や採算性の評価等については、新点検評価システム結果として、毎年度ホームページで公表しており、今後も継続的に情報発信を行います。</p>
46	法人情報の開示範囲の拡大	<p>これまで「出資法人の現況」に公表してきた法人の財務情報等に加え、給与情報等も公表し、出資法人の透明性を高めま</p>	開示範囲の拡大の推進	<p>出資法人に関する情報については、ホームページで公表するとともに、開示範囲の拡大についての検討を進めています。また、「出資法人の現況」については、公表時期を9月に早めるなど、すみやかな情報提供に努めました。</p>

「新行財政改革プラン」における出資法人改革の共通的な課題につきましては、出資法人ごとに検討の進捗状況が異なること、また、出資法人ごとに取り組むべき個別課題が明示されていることから、その進捗状況につきましては、P37以降でお示しいたします。

(4) 特別会計・企業会計の健全化の推進

① 特別会計の健全化の推進

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標(指標)	進捗度合	進捗状況等
54	国民健康保険事業	会計の収支均衡を図るため一般会計からの多額な基準外の繰入金が存在しています。特別会計の設立の主旨からも、基準外繰入金の縮減に向けて国民健康保険料について、負担の公平性の観点から、市税債権の収納強化を連携して、保険料収納率の向上を図ります。	保険料収納率の向上	若干の遅延はあるものの計画期間内の目標達成は可能である	後期高齢者医療制度へ収納率の良い納付者が移行したこと等から、平成20年度分保険料収納率は85.79%となり前年度を下回りました。平成21年度においては、納付折衝、財産調査、差押えといった長期滞納者対策を強化することにも、民間事業者を活用した「国民健康保険料ご案内センター」の開設等による初期未納者対策を推進した結果、収納率は85.81%となり前年度を若干上回りました。平成22年度においては、さらなる収納対策の強化に向け、民間事業者の活用を拡大し、納付案内と連携した訪問徴収業務を開始することも、専門的知識を有する非常勤嘱託職員の増員により滞納整理事務を推進し、収納率向上を図ります。
54	介護老人保健施設事業	介護老人保健施設三田あすみの丘についての、経費節減を図りながら市民サービス向上のため、平成21年度から施設の譲渡も含め民間事業者による運営に変更するとともに、会計の閉鎖を行います。	介護老人保健施設事業特別会計の閉鎖	達成	平成21年4月1日付けで民間法人に施設を譲渡し、介護老人保健施設特別会計を閉鎖しました。
54	勤労者福祉事業	会計の収支均衡を図るため一般会計からの基準外の繰入金が存在しています。平成20年度に厚生事業等の業務を委託し、経費の縮減に努めます。一般会計からの繰入金を想定した財政構造となっており、特別会計の設立の主旨からも、会計の存廃も含めた検討を行います。	平成20年度に厚生事業等の業務委託会計の存廃も含めた検討	概ね計画どおりに進んでいる	平成20年度に厚生事業等の業務を委託してはいますが、さらなる効率的・効果的な運営手法を図るため、会員管理、給付事業の受付・審査事務などの業務についても、平成22年度に委託化を図りました。また、一般会計からの繰入金の前減に向け、基金を含めた財政構造の再構築について、関係局と連携し諸手続きを進めています。
55	墓地整備事業	墓地使用料について、前回改定から10年程度経過していることから、他都市の状況や民間墓地の価格を考慮し、見直しを検討します。	墓地使用料の見直しの検討	当初計画を変更し、概ね変更計画とおりに進んでいる	墓地使用料の積算根拠となる地価、墓地整備工事費等について著しい上昇はなく、また現在整備中の墓所は昨年までの整備募集箇所と同区域内、同仕様であるため、公平性の点から使用料改定は困難です。従って、墓地使用料の見直しについては次期整備区域募集の際に検討を行います。
55	生田緑地ゴルフ場事業	収益事業であることから、効率的・効果的な施設整備や事業運営を進めるとともに、ゴルフ場利用者の拡大を図り、一般会計への繰出金の増により生田緑地全体の管理・運営に寄与します。	一般会計への繰出金の増加	達成	引き続き、効率的な管理運営を進めて、一般会計への繰出金の増により生田緑地全体の管理・運営に寄与します。

②企業会計(公営企業の経営)の健全化の推進

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標(指標)	進捗度合	進捗状況等
55	下水道事業	<p>下水道事業については、専門委員会からの答申を踏まえて策定した、平成22年度までの3年間の「中期経営計画」に基づき、経営の健全化をめざします。</p> <p>具体的には、地球温暖化対策、災害対策、省エネルギー対策等の諸課題に対処しながら、主に次の取組を進めるとともに、地方公営企業法の全部適用を目指します。</p> <p>◆入江崎総合ストラジセンター・運転・維持管理業務の民間委託化や下水道事務所執行体制の見直し等による職員削減</p> <p>◆事業の優先順位付けや重点化、計画的な維持管理による設備の延命化</p> <p>◆本来下水道使用料で賄うべき汚水処理経費への補助金削減を含む一般会計からの基準外繰入金削減</p> <p>◆企業債未償還残高の減額</p> <p>など</p>	<p>職員削減 事業の優先順位付けや重点化 設備の延命化 基準外繰入金の縮減 企業債未償還残高の減額</p> <p>地方公営企業法の全部適用への移行</p>	進捗度合	<p>「中期経営計画」に基づき、経営の健全化をめざしながら、地球温暖化対策、災害対策等の諸課題に対処するとともに、平成22年度に地方公営企業法の全部適用と水道局への統合を実施しました。</p> <p>◆入江崎総合ストラジセンターの見直し等による職員削減</p> <p>◆加瀬処理区ポンプ場の運転・維持管理業務の段階的な民間委託化(平成21年度契約、平成22年度から3ヵ年で実施)</p> <p>◆下水施設の長寿命化・地震対策とともに高度処理、合流改善、地球温暖化対策への取組みなど、優先順位や費用対効果などを考慮した事業実施</p> <p>◆事業運営の見直し・効率化等による一般会計からの基準外繰入金金の縮減</p> <p>◆建設投資の平準化による企業債未償還残高の縮減</p>
56	水道事業及び工業用水道事業	<p>平成18年度に公表した「水道事業及び工業用水道事業の再構築計画」に基づき、将来の需要に見合った給水能力へと見直すため、長期水需要予測の結果を踏まえ、給水能力を見直していくとともに、浄水機能の集約化に向けた取組を進めていきます。</p> <p>事業規模の適正化や、委託化を推進することにより、組織機構及び執行体制の見直しを進め、経営の効率化による事業者負担の抑制に努め、平成22年度の使用事業者負担の軽減に向けた取組を進めていきます。</p> <p>また、財団法人川崎市水道サービス公社のあり方については、これまで「経営改善計画」を策定し、事業内容の見直し、職員数の削減などについて取組を進めてきましたが、今後とも引き続き公社のあり方について検討を進めます。</p>	<p>給水能力の見直し 浄水機能の集約化</p> <p>平成22年度使用者負担の軽減</p> <p>公社のあり方を引き続き検討</p>	進捗度合	<p>「水道事業の再構築計画」に基づく施設整備については、長沢浄水場沈下池築造工事を継続するとともに、長沢浄水場ろ過池及び配水池築造工事に着手しました。また、「工業用水道事業の再構築計画」に基づく施設整備については、長沢浄水場調整池築造工事が完成するとともに、生田浄水場調整池及びポンプ設備更新工事に着手しました。</p> <p>組織機構及び執行体制の見直しについては、上下水道局の設置を踏まえ、各部署・各セクションにおける「責任分担の明確化」をより実効性のあるものとする組織体制とし、下水道事業との管理部門の共有化に伴う減員を含め職員定数を25人削減し、経営の効率化を図りました。</p> <p>使用者負担の軽減については、平成21年川崎市議会第3回定例会へ条例改正案(料金改正率:水道事業△2.7%、工業用水道事業△10.7%)を上程し、可決されました。平成22年4月1日から適用となります。</p> <p>財団法人川崎市水道サービス公社のあり方については、給水能力の見直しに伴う浄水場の再構築計画やお客様サービス向上、また、それに伴う市民にわかりやすい簡素で効率的な執行体制を構築するにあたり、局が直営で実施する必要があるものの公共的団体が実施せざるを得ない公共サービスや民間市場がない事業を精査し、平成22年度以降を目的に検討を進めています。</p>

<p>56 自動車運送事業</p>	<p>平成21年度までの市バス事業の経営健全化計画である「ニュー・ステーション」の取組を着実に推進するとともに、これまでに実施した給与水準の見直し、上平間営業所の管理委託などの改善効果の検証・評価等を行います。 また、今後の乗車収益の動向が不透明な中で、バス事業を取り巻く経営環境の変化に対応できる安定かつ自立した経営体制を確立するため、一般会計からの基準外繰入金のさらなる見直しを図りながら、新・経営問題検討会の検討内容を踏まえて、新たな経営健全化計画を平成20年度を目途に策定し、経営改善を推進します。</p>	<p>「ニュー・ステーション」の着実な推進 一般会計からの基準外繰入金のさらなる見直し 平成20年度を目途に新たな経営健全化計画を策定</p>	<p>ニュー・ステーションプランでの取組については、ダイヤ改正、営業所・乗車券売所の営業時間延長などお客様サービスを推進し、上平間営業所の管理委託は平成20年度に完全委託を行いました。 また、一般会計からの基準外繰入金のさらなる見直しとして、平成20年度に経営安定化補助金を廃止しました。 さらに、ニュー・ステーション策定時には想定できなかったバス事業を取り巻く大きな経営環境の変化に的確に対応し、持続可能な経営基盤を確立するため、平成20年3月に「川崎市バス事業経営問題検討会」を設置し、ニュー・ステーションの評価と今後の経営の方向性について検討していただき、平成20年8月に答申をいただきました。答申を踏まえて、ニュー・ステーションを平成20年度で終了し、平成21年度から25年度までの5年間で計画期間とする新たな経営健全化計画「川崎市バス事業 ステージアップ・プラン」を平成21年3月に策定しました。</p>
<p>56 病院事業</p>	<p>平成17年度に公表した「病院事業経営健全化計画」に基づき、公立病院として、質の高い安全で安心な医療サービスを提供していくため、引き続き働き続け、収入の確保や支出の適正化などの取組を進め、経営改善に努めます。 また、平成19年12月に国から示された「公立病院改革ガイドライン」（総務省自治財政局長通知）に基づき、「病院事業経営健全化計画」を見直し、市立病院の果たすべき役割や一般会計からの繰入基準の明確化、あるいは経常収支比率、病床利用率などの経営指標に係る数値目標などを明示した、平成21年度からの3か年を取組期間とする「公立病院改革プラン」を策定し、さらなる経営の効率化を推進します。 井田病院の再編整備にあたっては、効率・効果的な建設を進め、施設整備費等の抑制に努めるとともに、運営コストの縮減に向けた取組を進めます。</p>	<p>平成21年度からの3か年を取組期間とする「公立病院改革プラン」を策定 井田病院の再編整備における施設整備費等の抑制と運営コストの縮減に向けた取組</p>	<p>病院事業では、平成18年3月に策定した「川崎市病院事業経営健全化計画」に基づき経営の健全化を推進するとともに、平成21年3月には経常収支の黒字化に向けた経営指標の目標値と目標達成に向けた具体的な取組を定めた「第2次川崎市病院事業経営健全化計画」（公立病院改革プラン）を策定し、より一層の経営の健全化に努めています。 具体的には、行政財産目的外使用料の算定方法見直しによる収入の確保や、一般競争入札の促進、薬品の共同購入など経費抑制による支出の適正化を図るとともに、平成22年3月からは未収金対策としてコンビニエンスストア払いを新たに導入するなど経営改善に努めております。また、効率的な病院運営を図るため、川崎病院では平成21年1月に、井田病院では同年3月に新たな総合医療情報システムを導入しました。 医療の質及び患者サービスの向上の取組としては、平成20年度から北米型の救急医療システム（ER）を取り入れ、原則として救急車の受け入れを断らない救命救急センターの運用を行うとともに、平成20年6月の川崎市内救急医療派遣事業（Kawasaki ONE PIECE）の開始と井田病院救急処置室の整備、平成21年4月の川崎病院新生児集中治療管理室（NICU）の再開・拡充、同年7月の災害医療派遣チーム（川崎DMAT）の指定など、救急医療・災害医療の充実を図りました。また、人材の確保についても、関係大学等養成校から研修医や看護実習生を積極的に受け入れるなど養成校との関係の強化に努めるほか、さらに看護師については全国の養成校を延べ147校訪問し、平成21年度から地方会場で採用選考を実施するなど、全国を対象とした確保策を展開しました。 井田病院再編整備については、平成19年度に基本設計、平成20年度に実施設計・環境アセスメントを終了し、開発行為許可を取得しました。平成21年度においては、改築準備工事及び1期改築工事に着手し、現在、地下掘削工事を実施しています。（平成25年度新病院棟完成予定）</p>

(5) 債権確保策の強化と財産有効活用の推進

① 債権確保策強化の取組

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標(指標)	進捗度合	進捗状況等
57	市税	休日窓口の開設やインターネット公売の実施などの取組の結果、収納未済額が平成14年度の約150億円から平成18年度の約96億円まで大幅に圧縮されていることから、引き続き、職員のスキルアップを図るとともに、債権差押、動産差押、公売を推進するなど、市税債権の確保に努めます。	債権差押、動産差押、公売の推進	達成	税源移譲等による滞納金額の増加に対し、債権差押については、22年3月末時点まで金額において前年度比15.7%増の4億円強及び動産を執行しました。また、公売においても、5回実施し、不動産及び動産を総額646万円で売却するなど積極的な滞納整理を実施しました。なお、法人関連を中心として、市税調定の想定外の落ち込みにより市税予算額の確保は困難な状況ではありますが、滞納債権として引き継がれた債権の整理については、22年3月末時点の前年同期比において7.1%を上回る率で整理を進めています。
57	介護保険料	負担の公平性と着実な収入確保の観点から、収納対策の強化を図ります。	収納対策の強化	若干の遅延はあるものの計画期間内の目標達成は可能である	平成21年度は年間の収納対策計画を策定し、収納率向上対策作業部会を6回開催して、効率的な収納対策の検討や滞納処分研修を行いました。滞納者に対する電話催告や訪問催告を集中的に行い、高額滞納者には滞納処分を踏まえた催告を繰り返すとともに、初期未納者にはコールセンターによる勧奨を行うなど滞納対策を推進しました。平成22年度も、民間事業者の活用を拡大するなど、さらなる収納対策の強化に向けて取り組めます。
57	国民健康保険料	これまで休日窓口の開設等の取組を行ってまいりましたが、負担の公平性と保険料収納率の向上を図るため、効果的な収納対策を実施するとともに、長期滞納者に対する滞納処分を行うなど債権確保の取組を強化し、収入未済額及び不能欠損額の大幅な縮減を目指します。	長期滞納者に対する滞納処分の実施 収入未済額及び不能欠損額の大幅な縮減	若干の遅延はあるものの計画期間内の目標達成は可能である	後期高齢者医療制度へ収納率の良い納付者が移行したこと等から、平成20年度においては収入未済額の縮減を図ることはできませんでした。平成21年度においては、納付折衝、財産調査、差押えといった長期未納者対策を強化するとともに、民間事業者を活用した「国民健康保険料未納センター」の開設等による初期未納者対策を推進した結果、収入未済額を約7億5千万円縮減しました。平成22年度においては、さらなる収納対策の強化に向け、民間事業者の活用を拡大し、納付案内と連携した訪問徴収業務を開始することも、専門的知識を有する非常勤嘱託職員の増員により滞納整理事務を推進し、収入未済額の縮減を図ります。
57	保育料	園長による納付指導の徹底や、平成19年度に実施した市長の滞納者との面談等、債権確保策の強化に努めた結果、平成14年度以降は収入未済額及び不能欠損額とも随量に減少しています。今後も負担の公平性と着実な収入確保の観点から、適切な収納対策を継続します。	適切な収納対策の継続	概ね計画どおりに進んでいる	継続して適切な収納対策に努めており、平成22年2月には管理職による在園の滞納者との面談を行いました。高額滞納者で、納付に悩ましい者については、債権差押(12件)を執行して、債権確保に努めました。21年度決算見込での収納率は、現年度分は、前年度に比べ0.13%、過年度分は4.06%伸びる予定になっております。今後は、さらに保育所が増えることから、現年度分を中心に徴収強化を図ります。
57	市営住宅使用料	市営住宅等の使用料滞納者への未払分の支払いについて指導を継続するとともに、費用対効果を考慮した効率的な収納対策の強化を図ります。	費用対効果を考慮した効率的な収納対策の強化	概ね計画どおりに進んでいる	市営住宅使用料の滞納対策については、平成21年度から組織を強化し、1年以上の長期滞納者に対して催告、面談を実施するとともに収納指導を実施しました。また、悪質な長期滞納者34名に対して、明渡請求を行い、内13名に対して訴訟を提起し、即決和解者の内、不履行者に対して強制執行3件を行いました。

②市有財産の効率的な活用

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標(指標)	進捗度合	進捗状況等
58	庁舎駐車場の有料化	庁舎駐車場の効率的な利用を促進し、利用者の利便性向上を確保するとともに、管理経費の削減・収入増を図るため、有料化を進めます。	庁舎駐車場の有料化	達成	市役所・区役所駐車場の貸付を受けて、駐車場を運営する事業者を決定しました。平成21年5月25日及び6月8日から適正利用(有料化)を開始しました。今後も、駐車場の利便性向上と運営経費の削減に資するよう、円滑な運用を推進します。また、他の庁舎駐車場への導入も検討します。
58	自動販売機の貸付方式への転換	自動販売機の設置については、使用許可から貸付方式への転換を図り、また入札の実施による契約締結を行うこととします。	自動販売機の使用許可から貸付方式への転換	達成	施設内への飲料等自動販売機の設置について、従来の使用許可から一般競争入札による貸付契約への転換を、一般会計を中心に実施したことにより、平成21年度は約1億5千万円の貸付料収入を確保しました。今後も、特別会計で転換が可能な物件等について実施を検討します。
58	ネーミングライツの導入	等々力陸上競技場をはじめとするとる施設に、ネーミングライツの導入を検討し、当該施設の維持管理の充実を図ります。	ネーミングライツの導入の検討	当初計画を變更にしているもの、変更後の計画に対して遅延が見込まれる	等々力陸上競技場については、社会経済情勢の悪化や、施設改修の要望運動が高まる等の競技場を取り巻く環境の変化に対応して、大規模公園を対象とした「公園緑地まわづくり調整会議」での施設整備・運営等の検討を踏まえた上で、ネーミングライツについて検討することとし、当面は導入を見合わせることにしました。なお、全市的なネーミングライツの取組みについては、平成22年度における戦略的資産マネジメントの導入に向けた取組みの中で、市有財産の一層の有効活用の視点で、あり方や方向性に加え、導入の具体的手法について、庁内検討委員会を組織して検討、構築を進めていくこととされています。
58	南部市場施設整備に伴う余剰用地の有効活用	老朽化した施設の再整備を実施する中で、効率的な施設の再配置を行い、その結果生じる余剰用地の有効活用に向けた取組を進めます。	再整備に伴う余剰用地の有効活用の検討	達成	平成21年度の再整備事業である水産仲卸売場の低温化等は、国・県はじめ事業者の理解と協力の基に目標どおり完了しました。また、北側用地の土地利用方針についても、関係局会議、土地利用調整会議等を通じて決定いたしました。この土地利用方針の決定については、平成22年度目標としておりましたが、市有財産の有効かつ効果的な土地利用に向けた関係局の理解と協力により、当初目標より1年前倒しで決定することができました。
58	ラッピングバス等による増収への取組	ラッピングバス等の広告事業の推進や広告付きバス停留所上屋の活用により、バス事業の増収を図ります。	ラッピングバス等の広告事業の推進 広告付きバス停留所上屋の活用	概ね計画どおりに進んでいる	ラッピング広告は、平成20年度は新規掲出が11両、景気後退に伴う掲出終了等が25両で14両減少し、平成21年度は新規掲出が9両、掲出終了等が11両で2両減少となり、計16両減少して41両となりました。広告付きバス停留所上屋は、平成20年度は7基設置して12基となりましたが、平成21年度は景気後退による広告需要の低迷等により新規設置はなく、設置数は前年度と同じ12基です。

(6)入札・契約制度改革の推進

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標(指標)	進捗度合	進捗状況等
59	指名競争入札及び随意契約の結果公表	一般競争入札と同様に、指名競争入札及び随意契約による契約の結果についてホームページで公表することにより、契約の透明性・公平性を担保します。	指名競争入札及び随意契約の結果をホームページで公表	達成	入札結果は、ホームページ「入札情報かわさき」に入札参加者、入札金額、落札者、予定価格、最低制限価格などを公表しています。また、総合評価一般競争入札については、価格以外の技術評価についての評価調査をホームページに公表しています。そのほか、市内業者に向けて、入札公告の情報を電子メールで送付するサービスを平成20年10月から始め、平成21年4月からはその内容を充実させました。

3 区行政改革の総合的な推進

(1) 区役所機能の強化と執行体制の確立

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標(指標)	進捗度合	進捗状況等
60	区民に身近な都市施設の維持管理体制の構築	道路、公園等の都市施設の維持管理や放つ自転車対策等の地域の課題について、地域の状況に応じて迅速かつ的確に対応するとともに、道路や街路樹、公園緑地等の整備から維持管理を一体的かつ効果的に推進するため、平成22年度までに区建設センター及び公園事務所の機能再編を図ります。	平成22年度までに区役所建設センター及び公園事務所の機能再編を図る。	達成	平成21年3月に策定した「(仮称)道路公園センター及び(仮称)都市基盤整備事務所の機能整備実施方針」に基づき、関係局との庁内調整を重ね、機能検討及び施設整備を行い、道路公園センター(7区)及び都市基盤整備事務所(市内2箇所)を平成22年4月に設置しました。
61	地域コミュニティの活性化に向けた取組	地域住民が自ら地域の課題解決に取り組むために、その主体となる地域コミュニティの活性化に向け、コミュニティ施策のあり方検討や商店街を活用した取組等を推進します。	コミュニティ施策のあり方検討 商店街を活用した取組の推進	概ね計画どおりに進んでいる	平成20年度に設置した「川崎市都市型コミュニティ検討委員会」において、本市のコミュニティの現状、施策、活動事例、連携の状況、課題について検討を行い、中間報告書をまとめました。平成21年度は、フォーラムを開催し、中間報告の説明と意見交換を実施しました。フォーラムでの意見や委員会での議論を踏まえ、地域コミュニティの活性化に向けた仕組みづくりや必要な取組みについて検討を行い、平成22年3月に報告書をとりまとめました。 また、2つの区役所において、商店街を活用した地域課題解決型のモデル事業を実施し、商店街組織による主体的な事業実施を促進することにより、商店街活性化の観点からの支援を行うとともに、商店街と連携した地域のまちづくり方策を検討してまいります。今後ともモデル事業を検証するとともに執行体制の検討を行い、引き続き取組を推進します。

<p>61 地域防災力の向上と防犯対策の推進</p>	<p>地震や風水害等の自然災害の発生時に、地域において自立的かつ実効性のある災害対策が図られるよう、防災対策にかかわる施策及び地域防災力の向上に向けた取組を推進します。</p> <p>また、各区の安全・安心まちづくり推進協議会を中心とした地域における自主防犯活動等の充実を図るとともに、区民、事業者、警察及び行政が連携して地域における犯罪の減少と誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。</p>	<p>地域防災力の向上 自主防犯活動等の充実</p>	<p>概ね計画どおりに進んでいる</p>	<p>地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の育成に向け区ごとのリーダー等養成研修等を開催するとともに、「危機管理講演会」等を開催し、「ぼうさい出前講座」や「こと防災塾」、「危機管理講演会」等を開催して、防災意識の向上を図りました。また、自主防災組織の防災資器材購入の補助や訓練等の活動に対する助成制度、各地区防災訓練・イベント等の支援等により、自主防災組織の活性化を図りました。</p> <p>『災害時要援護者避難支援制度』においては、町内会や自主防災組織などの支援組織による、共助の実効性を高めるため、制度の検証の基礎調査としてアンケート調査を実施いたしました。今後は、アンケート調査の分析を行い、制度のあり方を再検討した上で、支援組織による支援体制の充実に向けた取組を進めます。</p> <p>また、防犯対策については、区内での防犯活動を推進・実施している「各区安全・安心まちづくり推進協議会」を中心に関係機関等と連携を図り、推進協議会の基本方針・推進計画の取組の推進を平成21年度以降も継続しています。また、防犯診断、犯罪被害者等支援相談制度の広報・啓発及び実施、防犯灯整備等の地域における防犯対策の推進についても継続して取組を進めています。地域防犯活動拠点整備等については、関係機関等と協議を行い、平成20年度に土橋小学校での整備を完了しましたが、各区1か所程度の小中学校施設等を活用した整備に向け、平成21年度は宮前小学校、上丸子小学校、末長小学校の3箇所に整備を行います。</p>
<p>61 区内公共施設の管理運営</p>	<p>区内にある保育園や子ども文化センター、老人いこいの家、さらにはスポーツセンターなどの施設について、地域における課題解決の場としての利用など、地域の実情に合わせた効果的に効果的な管理運営体制を検討します。</p>	<p>区内にある保育園や子ども文化センター、老人いこいの家、さらには市民館やスポーツセンターなどの施設について、地域の実情に合わせた効果的に効果的な管理運営体制を検討</p>	<p>当初計画を変更し、概ね変更計画どおりに進んでいる</p>	<p>平成22年度からの区役所におけるスポーツセンター、市民館等施設の管理運営について、施設ごとの具体的な業務内容を庁内関係課による検討会において協議・調整を図り、組織の移管に伴う組織整備等に関する条例議案を平成21年第4回市議会定例会に提出し、可決されました。</p> <p>平成22年4月から、スポーツセンター等のスポーツ施設、教育文化会館・市民館、大山街道ふるさと館、有馬・野川生涯学習支援施設について、区役所が管理運営を担っています。</p>

(2) 便利で快適な区役所サービスの提供

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標(指標)	進捗度合	進捗状況等
61	区役所と支所、出張所等の機能分担と効率化	市民の利便性向上や分かりやすいサービスの提供に向けて、住所地による区内の取扱窓口の指定を廃止するとともに、戸籍・住民基本台帳及び印鑑登録等の電子化効果などを踏まえ、区役所における効率的・効果的・総合的なサービス提供体制構築の検討を進め、平成22年度までに区役所、支所、出張所等の機能再編に取り組みます。また、支所・出張所における地域振興機能の充実を図り、地域の市民協働拠点としての機能を順次強化します。	住所地による区内の取扱窓口の指定を廃止 平成22年度までに区役所、支所、出張所等の機能再編に取組む。 支所・出張所における地域の市民協働拠点としての機能を順次強化	当初計画を変更し、概ね変更計画どおりに進んでいる	「区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能再編 実施方針」に基づき次の取組を実施しています。 ①区役所、支所・出張所のリフォームやバリアフリー化を含めたレイアウト再配置検討 ②幸区、高津区、宮前区における区役所への交通アクセス状況の調査検討 ③出張所の地域振興・市民活動支援コーナー設置に向けた検討 ④行政サービスコーナー平成22年度時間延長や管轄縮所の行政サービスコーナー化 ⑤行政サービスコーナーの今後のあり方と適地移転の検討 ⑥宮前・柿生連絡所の機能再編実施手法の検討 ⑦証明発行拠点の今後の展開戦略検討
61	利便性の高い窓口サービスの提供	高津区及び多摩区におけるISO9001認証取得成果等について検証し、現在各区において個別に実施されている窓口サービス向上の取組にISOの成果を活用していく仕組みづくりを推進します。	窓口サービス向上の取組にISO認証成果を活用	概ね計画どおりに進んでいる	平成20年度から本格実施したPDCAサイクルによる区ごとの取組結果について評価・検証し、手法やノウハウの全庁的な共有化を進めました。 平成21年度も区ごとに取組方針を策定・公表し、サービス向上の取組を実施しています。

出資法人の取組

頁	出資法人名	取組事項	取組の概要・方向性	目標(指標)	進捗度合	進捗状況等
49	(福)川崎市社会福祉事業団	民営化する法人	本市の社会福祉施設について、指定管理者制度の活用や施設の民間譲渡など、安定的な運営手法の検討とあわせて、介護報酬体系の改定等に対応した事業計画を再構築することにより、自立運営をめざし、平成22年度までに法人の完全民営化を図ります。	平成22年度までに法人の完全民営化	概ね計画どおりに進んでいる	民営化を見据えて補助金の見直しを行い、運営費の補助は平成22年度をもって終了することとしました。 また、指定管理者制度導入施設の管理運営手法については、基本的に指定管理者制度継続の方向で整理をしているところです。 さらに今後、出えん金の整理について関係部局と調整し、平成22年度末までに完全民営化を図ります。
49	川崎市土地開発公社	抜本的な対応を進める法人	公有地拡大推進法に基づいた土地開発公社による土地確保スキームは、効率的な都市基盤整備の推進に有効であることから法人格は存続させます。 また、簡素で効率的な執行体制とするため、水江町地内公共用地の再取得後の平成22年度を目標に、川崎市住宅供給公社との事務部門の統合（役職員の兼職）を図ります。	平成22年度を目標に、川崎市住宅供給公社との事務部門の統合（役職員の兼職）を図る	達成	住宅供給公社との事務部門の統合に向けて検討を重ね、役職員の兼務化を行うとともに、平成22年3月をもって派遣職員1名を引上げ、すべての職員の派遣引上げを完了しました。
49	(株)川崎球場	抜本的な対応を進める法人	大規模公園管理における管理手法の検討や、富士見周辺地区整備基本計画及びこれと連携した富士見公園整備に関する整備基本計画によって、事業基盤に大きな影響が生じることから、同計画の進捗にあわせて法人の整理を進めます。	行政計画の進捗にあわせ法人の整理を進める	概ね計画どおりに進んでいる	平成21年10月21日に「株式会社川崎球場に関する局内連絡調整会議」を開催し、当該法人の基礎情報を整理するとともに、富士見周辺地区整備基本計画の策定状況を確認し、今後、法人として適切なタイミングで必要な整理や意思決定ができるように課題等を整理しました。
49	(財)川崎市水道サービス公社	抜本的な対応を進める法人	水道事業の再構築計画に基づく経営の効率化を推進する中で、再構築の進捗や公益法人制度改革に合わせた公益法人としての方向性を検討し、廃止を含めた対応を図ります。	廃止を含めた対応を図る	概ね計画どおりに進んでいる	水道事業は、公共性・公益性が高い事業であることから、効率的な事業運営を図っていくことが、局の責務であり、そのためにも今後の水道事業における市民の役割分担について整理することが必要であることを踏まえ、平成21年度から水道事業の業務仕分けを局内で行ってきました。 併せて、現在公社が実施している事業についても、実施主体の妥当性の観点からあり方について検討を行ってきました。 平成22年度中には、上記仕分けや検討結果に基づき、平成23年度以降公社が担うべき使命やあり方を決定していきます。 また、平成22年3月をもって派遣職員1名を引上げ、すべての職員の派遣引上げを完了しました。
50	(財)川崎市指定都市記念事業公社	施策展開や公益法人制度改革の動向にあわせて法人形態の見直しを進める法人	将来の設備更新計画の方向性も視野に入れたうえで、公益法人制度改革にあわせて事業検証を行い、施設の所有権のあり方などを整理、明確化した上で、法人の存廃を含めたあり方検討を進めます。	法人の存廃を含めたあり方検討を進める	概ね計画どおりに進んでいる	【公益法人制度改革】 公益認定への課題については、公社で検討会を設置し検討を進めていきます。 平成22年3月23日に開催された政策・調整会議において、公社の平成23年度末の解散を方針とすること、公社解散後も施設と機能を存続させ、管理運営形態は指定管理者制度の導入を基本に検討を行うことを報告しました。 また、平成22年3月をもって派遣職員1名を引上げ、すべての派遣職員の引上げを完了しました。

頁	出資法人名	取組事項	取組の概要・方向性	目標(指標)	進捗度合	進捗状況等
50	(財)川崎市公園緑地協会	施策展開や公益法人制度改革の動向にあわせた法人形態の見直しを進める法人	改定した緑の基本計画の方向性を踏まえ、市民との協働による都市緑化の推進や緑のボランティア活動の支援・育成を進めます。また、公益法人制度改革や生田緑地の効果的・効果的な管理手法の検討動向を見据えた中で、生田緑地ゴルフ場の事業の位置付けについて検討を行い、平成22年度末を目的に、法人の方向性を決定します。	平成22年度末を目的に、法人の方向性を決定	概ね計画どおりに進んでいる	本市の施策である地域緑化の推進、緑化推進リーダーの派遣や市職員による技術・活動支援などの体制整備やみどりに関わるスペシャリストの人材育成手法などについて協議を進めました。また、平成22年3月をもって派遣職員2名を引上げ、すべての職員の派遣引上げを完了しました。 【公益法人制度改革】 生田緑地ゴルフ場事業の位置付けやその他の課題について協議し、平成22年度の早期の段階において、一定の方向性を決定しました。
50	(財)川崎市リサイクル環境公社	施策展開や公益法人制度改革の動向にあわせた法人形態の見直しを進める法人	本市が民間委託化を行おう粗大ごみ収集事業は、公社のみが既存ストックを活用できることから、3年間に限定して、公社を活用します。今後の指定管理業務の指定動向や粗大ごみ収集の委託期間が限定的であることを踏まえ、平成22年度末を目的に、民営化や廃止を含めた法人の方向性を決定します。	平成22年度末を目的に、民営化や廃止を含めた法人の方向性を決定	概ね計画どおりに進んでいる	平成21年3月に発定させた「財団法人川崎市リサイクル環境公社の方向性検討委員会」において、当該法人の今後の方向性について検討を重ね、その検討内容を踏まえ、平成22年2月に開催された市主要出資法人等総合調整委員会において、平成22年度末を目的に民営化または廃止を含めた方向で取組を進めることが確認されました。
50	(財)川崎市保健衛生事業団	施策展開や公益法人制度改革の動向にあわせた法人形態の見直しを進める法人	特定健診・特定保健指導の実施等の医療制度改革の動向や、次期「かわさき健康づくり21」の策定作業での議論を踏まえ、法人の位置付けを検討し、平成22年度末を目的に、法人の方向性を決定します。	平成22年度末を目的に、法人の方向性を決定	概ね計画どおりに進んでいる	施設利用者の増員及び使用料の増収を図るため、従来の管理運営規則を改正して、平成21年4月1日から開館した祝日の月曜日の翌日及び祝日の翌日を通常どおり開館することとし、市民の施設利用に供する日数を増やしました。 また、平成22年3月末をもって派遣職員2名を引上げ、すべての職員の派遣引上げを完了しました。 【公益法人制度改革】 平成22年度中の法人の存廃決定に向けて、現在法人で行っている事業の検証や法人のあり方についての検討を進めています。これを踏まえ、公益法人制度改革に伴う新法人の移行に向けた対応を進めていきます。

頁	出資法人名	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	進捗割合	進捗状況等
50	(財)川崎市生涯学習財団	施策展開や公益法人制度改革の動向にあわせて法人形態の見直しを進める法人	市民アカデミー講座のNPO法人への段階的な移管を着実に進め、平成22年度末に完了します。 また、平成22年度に向けた文化・スポーツ、生涯学習関連施策の総合的な推進体制の検討にあわせ、法人のあり方検討を進めます。	平成22年度に向けた文化・スポーツ、生涯学習関連施策の総合的な推進体制の検討にあわせ、法人のあり方検討	進捗割合	かわさき市民アカデミー事業は、平成22年度に講座数74をNPO法人運営しており、大半の運営の移管を進め、財団の市民アカデミー関連業務を大幅に縮小するとともに、平成23年度のNPO法人の自立に向けた課題の整理を進めました。 シニア活動支援事業は、指導者養成講座を拡充し、講座修了者を生涯学習アドバイザーとして認定し、人材登録を行ない、学校への派遣などを行ないました。 指定管理者制度導入施設については、地域に根ざした市民の参画による運営と活性化を図るために、NPO法人との協働によって、再応募である大山街道ふるさと館や新たに有馬・野川生涯学習支援施設の指定を受け、事業内容の充実や施設利用者の増を図りました。 学びをとおした市民協働事業の展開をベースに生涯学習関連連部局とともに、財団事業の検討を行なってきてきました。 また、平成22年3月をもって派遣職員6名を引上げ、終過措置として常勤嘱託職員を配置しました。これによって、すべての職員の派遣引上げを完了しました。今後は、安定的に継続した法人運営となる体制の検討を進めてまいります。
51	かわさき市民放送(株)	経営改善を進める法人(第2次改革プランにおいては、3年以内に本格的な法人のあり方を決定するつもりで法人)	電波状況や災害時の情報提供機能などの課題への対応が図られたことや、コミュニティ放送としての新たな取組が開始されたこと等から、新改革プラン取組期間内の経営改善を前提に存続するものと見込み、本市に依存しない自立した財務体質の確立を図ります。	本市に依存しない自立した財務体質の確立	概ね計画どおりに進んでいる	【公益法人制度改革】 公益認定を目指して、事業内容の精査を行ない、進めていきます。課題としては、法人事業の公益性をさらに高め、不特定多数の利用対象に幅広く利用してもらえようとする施設運営・事業運営をすることを念頭に法人の事業を再検討していきます。移行計画に基づき、引き続き、公益法人移行検討委員会（財団内部の検討組織）を4回開催し、公益認定の助言を受け、定款の検討を行ないました。また、平成22年3月開催の財団理事会及び評議員会において、公益法人への移行についての方針を議決しました。 平成21年度は景気後退の影響を受け、前年度に比べ減収減益、自己収入比率も3%程度低下しましたが、次のような取り組みを実施しながら、前年度に続き黒字を確保しました。 1. 効率化の推進 2. 月次損益管理による会社状況の把握 3. 認知度の向上 4. 東京新聞への番組案内の毎日掲載 5. オフサイトの公開放送を実施 6. 川崎FMネットワークの開催記念特別番組の放送 7. 川崎FMネットワークの全試合及び北川杯FMネットワークの実況中継 8. FMネットワークのFMのFMの際、等々力競技場に自社看板を掲出 9. 防災・災害情報の提供等 10. 神奈川FMネットワーク会議において災害時における協力体制を検討 11. 地震時の避難場所（市内小中高170校）でのラジオ受信状況調査を実施済み 12. インターネットと放送の融合 13. インターネットを3番組のストリーミング配信開始 14. サイマル放送実施に向けてプロジェクトチーム立ち上げ 15. 放送内容の充実 16. ワイド番組で毎日、地域防犯情報及び交通安全情報を放送

頁	出資法人名	取組事項	取組の概要・方向性	目標(指標)	進捗度合	進捗状況等
51	(財)川崎市消防 防災指導公社	経営改善を進める法 人 (第2次改革プラン においては、3年以 内に抜本的な法人の あり方を決定すると した法人)	東京湾アクアラインの消防用機材の管理 といった広域的事業を実施し、かつ、自 立した運営が行われていることから、自 公益性の高い事業のさらなる拡充と、自 立した経営の継続を前提として存続する こととし、人件費の削減等経営改善を進 めます。	公益性の高い事業のさらなる 拡充 人件費の削減	概ね計画どお りに進んでい る	「財団法人川崎市消防防災指導公社あり方検討委員会」の検討結果を踏 まえ、「新行財政改革プラン」に掲げられた課題について取組を推進しま した。 具体的には、防火・防災の普及啓発に関する講習会の回数増加や内容の 充実など公益性の高い事業を拡充しました。また、市からの補助金を受け ずに自立した経営の継続を図りました。平成20年度には、常勤職員を1 名、平成21年度には、臨時職員を1名それぞれ削減するなど人件費の削 減を図りました。 【公益法人制度改革】 資金運用管理規程を策定するとともに公益法人制度改革の主旨に沿った 定款案等について、理事会の承認を得たので、平成22年10月を目的に 公益認定を申請する予定です。
51	(財)川崎市学校 給食会	経営改善を進める法 人 (第2次改革プラン においては、3年以 内に抜本的な法人の あり方を決定すると した法人)	安全で安心な学校給食を確保するため、定期 物資調達業務を担わせることとし、定期 的な外部による監査や未納金回収策の強 化等、責任体制の明確化を図るとも に、経営改善を進めます。	定期的な外部による監査や未 納金回収策の強化等、責任体 制の明確化	概ね計画どお りに進んでい る	平成20年度決算の監査の監事3名のうち1名を給食会の役員である公認 会計士とするとともに、平成21年度から事務長を非常勤から常勤にする など、責任体制を強化しました。 給食費の未納金回収のため、未納家庭に対する文書や電話による対応や 家庭訪問を学校給食会と各学校とが連携して実施したことにより、年度当 初から約95万円程度回収し、一定の回収実績をあげました。 物資調達に関する検査・確認業務を委託するため、食材の規格書作成を 行いました。また、物資調達委員会の準備及び検査方法、学校納品物資の 納品チェック方法、その他フォロー業務について調査しています。 【公益法人制度改革】 公益法人への移行のため、公益法人移行準備委員会を立ち上げ、移行に 向けた検討を行いました。また、引き継ぎ、新会計基準を使用することに よる経理処理の課題の解決を図るとともに、定款の作成に向け、現在の諸 規程の見直しを図っています。
51	(財)川崎市心身 障害者地域福祉協 会	経営改善を進める法 人 (第2次改革プラン においては、3年以 内に抜本的な法人の あり方を決定すると した法人)	知的障害者のノーマライゼーション実現 にあたっては、地域活動支援等について 本市の関与が必要であることから、法人 を存続することとし、自立に向けた経営 改善に努めます。	自立に向けた経営改善	概ね計画どお りに進んでい る	法人の自立に向けた取組として、近年の新たな課題である知的障害者の 権利擁護を推進するための取組を行なっています。 【公益法人制度改革】 法人内に公益法人移行検討委員会（プロジェクトチーム）を設置し、平 成21年3月6日に第1回検討委員会を開催しました。その後、委員会を 3回開催し、法人のあり方の検討を進めています。
51	(財)川崎市国際 交流協会	経営改善を進める法 人	国際交流センターの有する国際交流の拠 点性を活かしながら市民レベルでの国際 交流を推進するとともに、施設管理業務 の効率化を図り、自立に向けた経営改善 を進めます。	市民レベルでの国際交流を推 進 施設管理業務の効率化	概ね計画どお りに進んでい る	国際交流市民団体等が活動成果を発表するインターナショナル・フェス ティバルや、食を通して外国の文化や歴史を理解する世界の料理講座な ど、市民参加型の交流事業を毎年実施したほか、設立20周年を迎えるに あたり、川崎市が推進する「暮らしのまろくろ」と地域の国際交流を推進 するため、記念コンサートを開催しました。施設管理業務については、日 常の利用者サービスに努め、施設利用料金の増加、光熱水費の削減を図り ました。平成22年3月をもって派遣職員1名を引上げ、すべての職員の 派遣引上げを完了しました。 【公益法人制度改革】 新公益法人制度への対応は、公益認定申請を目指し、平成23年度を目 途に作業を進めました。

頁	出資法人名	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	進捗割合	進捗状況等
51	(財)かわさき市民活動センター	経営改善を進める法人	ホランテア・市民活動の中間支援組織としての役割を發揮できることをめざし、事業の継続的な見直しや派遣職員の見直し等執行体制の見直しを図り、自立に向けた経営改善を進めます。	事業の継続的な見直しや派遣職員の見直し等執行体制の見直し	概ね計画どおりに進んでいる	市民活動支援の全市拠点としての役割を發揮するため、平成21年4月1日の新施設移転を機に、新たに市民活動ブース事業を開始するとともに、会議室、打合せスペース等の機能拡充を図りました。また、平成20年度に立ち上げた「かわさき市民活動ポータルサイト」の掲載情報の充実及び利用の促進を図りました。 将来の青少年事業運営の中核をなす館長職13人が児童厚生一級指導員資格を取得しました。 また、平成22年3月をもって派遣職員9名を引上げ、すべての職員の派遣引上げを完了しました。 今後は、事業の継続的な見直しや派遣職員の見直し等執行体制を確立しながら、自立に向けた経営改善を進めます。 【公益法人制度改革】 平成21年9月10日に公益認定申請を行いました。
51	(財)川崎市文化財団	経営改善を進める法人	文化施設の管理運営や事業企画など財団の専門性を活かした事業を展開することにより、本市の芸術文化振興の一翼を担うとともに、効率的かつ柔軟な執行体制を構築し、採算性の向上等の取組を進めます。	効率的かつ柔軟な執行体制を構築 採算性の向上等の取組の推進	概ね計画どおりに進んでいる	市民の創造的な文化芸術活動への支援や自由な発想による様々な分野の事業を実施し、効率的で柔軟な執行体制の構築に努めながら、文化芸術事業の振興に努めています。 施設管理運営事業については、稼働率の向上及び採算性を踏まえ、魅力ある施設として効率的な施設運営（新百合21ホール、川崎能楽堂、アートカーンかわさき）を行っています。 さらに、指定管理業務については、指定管理者として効率的な管理運営（ミュージアム川崎シンフォニーホール、川崎市アートセンター）を行っています。 文化施設の効率的・効果的な管理運営、指定管理業務の効率的運営を進めながら、文化芸術の振興を図るなど市の政策目標を達成するために、財団と市とは綿密な連携が必要であることから、当分の間、市職員の派遣を維持します。 【公益法人制度改革】 財団の公益法人への移行に向けて、新会計基準を導入するなど、準備を進めています。
51	(財)川崎市産業振興財団	経営改善を進める法人	地域の産学等ネットワークの核となる「中核的支援機関」及び中小企業支援のワンストップサービスの窓口として公共的な役割を果たしながら、派遣職員の見直し等、コスト削減を一層進め、経営改善を進めます。	派遣職員の見直し等によるコスト削減	概ね計画どおりに進んでいる	平成21年度は、厳しい経済状況の中、市内中小企業の新事業創出や経営支援の総合的支援機関として、事業の推進・強化を図るとともに、緊急経済対策として、「出張キャラバン隊」、「ワンデー・コンサルティング」事業を拡充し、経営支援を強化しました。また、平成21年8月には、川崎市の経済・景気動向の検討を行う「経済動向研究会」を新設しました。 平成22年度以降についても、引き続き積極的に企業を訪問し、企業ニーズに合った具体的な支援を中小企業診断士等の専門家だけでなく、本市、県とその外郭団体等と連携して、厳しい経営環境にある中小企業を支援を行うとともに、大学等と連携し新たな事業に取組む中小企業を支援します。また、今後国内のみならずアジア等で成長が期待される環境、福祉、健康、コンテンツ、ロボット等の分野での新産業・新事業創出に向けた支援に取り組みます。 また、平成22年3月をもって派遣職員6名を引上げ、すべての職員の派遣引上げを完了しました。今後の事業展開については、市との連携を一層強化し、相乗効果を発揮できるような執行体制を検討します。 【公益法人制度改革】 公益法人制度改革については、予定どおり平成22年3月に理事会・評議員会において公益法人移行に適合した予算案・事業計画を決議しました。認定申請については、平成22年10月以降に行う予定です。

頁	出資法人名	取組事項	取組の概要・方向性	目標(指標)	進捗度合	進捗状況等
52	川崎アセリア(株)	経営改善を進める法人	公共駐車場や公共通商を含め地下街を管理し、川崎駅周辺の活性化に寄与していくことと、黒字決算の継続と平成20年度の本市による損失補償の解消や平成23年度の本市貸付金の解消に向け、着実に経営改善を進めます。	黒字決算の継続 平成20年度の本市による損失補償の解消 平成23年度の本市貸付金の解消	概ね計画どおりに進んでいる	黒字決算の継続を図るための収支改善策として、増収に向け主力の家賃収入の他、広告施設収入や受託業務収入等の確保について積極的に取り組むことと、平成22年3月に駐車場特別割引回数券の料金改定を実施することにも、催事イベントとして「全国物産展」を拡充しました。また、平成20年度には本市による損失補償が解消しています。さらに、川崎駅東口駅前広場再編整備事業関連に伴う影響を最小限に留めるべく階段撤去跡地の店舗化、エスカレータの増設及び特別さ場・荷物専用エレベーターの設置などを行うことと、平成23年10月の開業25周年に向けた話題性の高いイベント誘致、既存店の活性化等についてアセリア内部の検討会で最善策を検討し、平成23年度に川崎市への貸付金の返済に努めるべく引き続き黒字決算に取り組みます。
52	川崎市信用保証協会	経営改善を進める法人	代位弁済額の変動や信用補償制度の変更が、協会の財務状況に大きく影響を及ぼすことを踏まえ、債権の期中管理・回収体制の強化やコスト削減を推進することと、財政・運営状況の透明性を一層高め、健全な収支バランスを保つ経営改善を進めます。	債権の期中管理・回収体制の強化 コスト削減の推進 財務・運営状況の透明性 健全な収支バランス	概ね計画どおりに進んでいる	1. 債権の期中管理・回収体制の強化 期限経過や延滞している企業について早期に方向付けを行うとともに、代位弁済移行の判断を早期かつ的確に行いました。また、事前調査により、債務者等に見合った回収方針、行動計画を検討後、呼出し面接を行うなどにより早期回収の強化に努めるなど債権の期中管理や回収体制の強化を図りました。 2. コスト削減の推進 川崎市信用保証協会規約事務規程に基づき指名競争入札を行い清掃委託費やコピー機リース料等の経費を削減しました。 3. 財務・運営状況の透明性 「経営の透明性向上に向けた措置について」に基づき、業務実績の客観的評価を受けるため、経営計画に対する外部評価委員会の評価を受けるなど、財務や運営状況の透明性の向上に努めました。 4. 健全な収支バランス 緊急保証制度が一巡し保証承諾金額は対前年度比82.5%と減少したこと、不動産市況の低迷により任意売却による処分が進まず回収が減少したこと及び平成20年度で金融安定化特別基金の残高が0となり取崩しができません。本体会計に繰り入れできないうちから厳しい収支状況となりました。引き続き平成22年度も各種政策保証の推進を図り、多様化する中小企業の事業資金ニーズに迅速かつ的確に答え、信用保証を通じて金融の円滑化に努め財務の健全化に取り組めます。
52	(株)川崎冷蔵	経営改善を進める法人	業務の委託化や執行体制の見直しにより、経営改善を進めます。	業務の委託化や執行体制の見直しによる経費の削減 稼働率の向上 黒字計上の継続 本市の関与の低減	概ね計画どおりに進んでいる	平成21年度当初から荷役作業の一部委託業務の見直しを行い、運営コストの削減を図るとともに、年度中の退職者2名について不補充とするここと、及び平成19年5月から従業員の人員費5%削減、役員報酬10%削減を継続することで人件費の削減を図りました。また、市場外事業者への営業活動による稼働率の向上を図っていますが、前年度に続いて市場内事業者の廃業等により売上金額が減少しており、さらなる経営改善を進める必要があります。 市では平成22年3月末に、川崎冷蔵株式会社経営問題等検討委員会において経営改善に向けた報告書を作成しており、今後は、市の報告書に基づき同社が早期に「経営改善計画書」を策定し、経営改善を進めていくこととしていきます。

頁	出資法人名	取組事項	取組の概要・方向性	目標(指標)	進捗度合	進捗状況等
52	(財)かなかわ廃棄物処理事業団	経営改善を進める法人	施設の安定稼働を図るため、法人の提案を取り入れた修繕計画を他の自治体と連携して策定することにも、支援を継続しながら経営改善を図っていきます。	修繕計画の策定 経営改善	当初計画を変更し、概ね変更計画どおりに進んでいる	平成21年1月1日にながかわ廃棄物処理事業団は「経営改善計画」を策定しました。2月には神奈川県、横浜市及び川崎市は外部有識者で組織する「経営改善検討委員会」を発足し、専門的見地から経営改善計画に基づく取組の進捗状況の検証、強化・充実策の検討、産業廃棄物処理に関する公共関与のあり方の検討を行いました。11月において、産業廃棄物を取り巻く社会経済環境が変化していることから事業団による事業の継続は困難であり、公共負担をこれ以上増加することができないならば、事業団を解散し、事業を民間事業者に移譲することを基本に、対応を早急に検討すべきとの報告を検討委員会から受けました。同11月に事業団は理事会を開催して、事業団を解散し、事業を民間事業者に移譲することを決定しました。その後、事業団は平成22年2月に民間事業者と事業譲渡契約を締結し、3月末の解散をもって事務を終了しました。
52	(財)川崎市シルバー人材センター	経営改善を進める法人	シニア世代の生きがい、就労の観点から、地域ニーズの多様化に的確に対応しながら就労機会の提供を進めていきます。また、会員数の増加と受注の拡大を図ることも、会員による自主的な運営の強化など事業運営手法の見直しを図り、経営基盤を強化していきます。	会員数の増加と受注の拡大 自主的な運営の強化 経営基盤強化	概ね計画どおりに進んでいる	会員数や契約金額等、順調に業績を伸ばしており、自主性・独立性を促進し、効率的な運営に向けて取り組んでいます。平成22年度から、市内を16地区に分け、そこに住所を有する会員により地域班を構成し、自主的に仕事を受注することで運営を強化しました。社会経済情勢の変化を踏まえ、事業の更なる充実・強化を図るため、「川崎市シルバー人材センター」第2次中期計画(平成22～26年度)を策定しました。平成22年度から新規会員から登録手数料を徴収することとしました。一般労働者派遣事業について、県に届出を行い、認可を得ました。 【公益法人制度改革】 公益財団法人への移行(平成21年5月理事会決議)に向け必要な準備を進め、平成23年度を目途に公益法人への移行認定申請を目指します。
52	(財)川崎・横浜公害保健センター	経営改善を進める法人	公害病被認定者に対する検査・検診実施者数は減少傾向にあるため、事業規模に合わせた効率的な運営に努めます。	事業規模に合わせた効率的な運営	概ね計画どおりに進んでいる	被認定者の減に対応して、事業規模の縮小(検査・検診回数減)、事業内容の見直し及び職員1名の嘱託員化を行いました。公益財団法人への移行に向け必要な準備を進めていく中で、事業規模に合わせた効率的な経営のあり方について検討しています。 【公益法人制度改革】 公益財団法人への移行(平成22年6月理事会決議)に向け必要な準備を進め、平成23年度の早い時期を目途に公益法人への移行認定申請を目指します。

頁	出資法人名	取組事項	取組の概要・方向性	目標(指標)	進捗度合	進捗状況等
52	(財)川崎市身体障害者協会	経営改善を進める法人	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等を障害者相互扶助事業として拡充し、自主運営率の向上を図るとともに、指定管理者として管理する施設のサービス利用率を高める等、自主財源の確保に努めながら、法人の自立性を高めます。	自主運営率の向上 サービス利用率の向上 自主財源の確保 自立性向上	概ね計画どおりに進んでいる	中部身体障害者福祉社会館の指定管理業務を継続して行い、貸館業務、生活介護・就労継続支援サービスを実施しました。実施にあたっては、障害当事者団体としての特性を生かし、貸館業務等において、利用者の立場にたった助言・指導や配慮を行いました。 障害者自立支援法の施行に伴い、同法に対応したサービス提供体制の確立に努め、多様なサービスを提供できる体制としてから4年が経過しましたが、このことにより、市事業から国事業へ安定した制度体系への移行ができた。また、市からの委託時に比べ、事業運営に自主裁量が増し、法人の経営判断により、サービス利用率を高めていると、事業の充実につながる基盤作りを進めています。
52	(財)川崎市母子養育福祉協議会	経営改善を進める法人	法人の各地区会を中心とした地域での支え合いを進めるとともに、生活と就業の一体的な自立支援の強化に向けて、就業自立支援センター機能を拡充します。また、執行体制の見直し等、さらなる経営改善を進め、法人の自立性を高めま	就業自立支援センター機能の拡充 経営改善 自立性向上	概ね計画どおりに進んでいる	母子福祉センターにおいて、事業実施後の点検評価の徹底やニーズに合わせた事業展開、生活支援事業・就業支援事業・自立支援プログラム策定事業の効果的連携等によって、生活支援事業及び就業自立支援センター事業の充実を図りました。 必要経費と削減可能な経費(職員の給与に関し市職員給与に準じた改正及び広報物の印刷並びの見直し)の整理を行い、コスト管理に努めました。自主事業の改善並びに役員及び事務局長の連絡調整体制の見直し等によって、法人組織執行体制の見直しを図るとともに、法人の自主財源である収益事業(H21より北部斎苑内の売店事業を開始)の確保など、より自立性を高めました。 なお、補助金については、平成19年度から毎年削減を行っており、平成21年度は3,705千円(平成18年度比で約16.5%減)となっています。
53	(財)川崎市看護師養成確保事業団	経営改善を進める法人	医療関係機関との連携の中で、高度医療に対応できる看護師を育成し看護師確保対策の一翼を担うべく、引き続き国家資格合格率や市内医療機関への就職率の向上を図るとともに、効率的な財産運用等さらなる経営改善を図り、経営の安定化に努めます。	国家資格合格率や市内医療機関への就職率の向上 効率的な財産運用等さらなる経営改善 経営の安定化	概ね計画どおりに進んでいる	【公益法人制度改革】 平成22年度より新会計基準に移行し、平成23年度の早い時期を目的に公益認定申請を行うため、平成21年1月より検討会を立ち上げ検討してきましたが、収益事業を開始したことにより公益目的比率等の整理しなげはならない課題の検討や他機関との調整があるため、一般財団法人化も視野に入れ、引き続き検討を進めます。 受験者数を増やすため、学校祭等を行いアピールを行うつもりでしたが、少子化等の影響により入学試験受験者数が減少しております。(H21:68人、H22:59人)今後、市内医療施設に就職の意思がある優秀な人材を確保するため、推薦入学の見直しを検討します。 【公益法人制度改革】 平成22年度は新制度移行準備委員会を4月に設置し、公益認定に向けての具体的な検討をします。

頁	出資法人名	取組事項	取組の概要・方向性	目標(指標)	進捗割合	進捗状況等
53	(財)川崎市まちづくり公社	経営改善を進める法人	優良ビル建設資金等融資業務の廃止等により、引き続き厳しい経営状況が見込まれることや公益法人制度改革に対応するため、事業や組織執行体制等の見直しを実施し、経営改善を進めます。	事業や組織執行体制等の見直し 経営改善	概ね計画どおりに進んでいる	優良ビル建設資金融資事業、公共施設建設事業の中止により、現在は都市諸施設の管理運営、公共施設整備の支援、優良ビル建設資金融資の回収がまちづくり公社の主な事業となっています。 このため、再開発関連施設(ノクティアー)を初めとする保有施設の管理運営の採算性の向上を図ることを中心に、事業内容を見直し、経営改善を進めています。 【事業内容の見直し】 ノクティアー駐車場の収入増を図るため、マルイとの契約内容の見直し、テナント以外の法人との契約利用を行いました。 新川崎創造のより貸付事業について、10年間の期間更新を行いました。 クレーン小形ビル(ホテル)の管理運営事業を継続して行いました。 川崎地下街アゼリアの施設改修工事の設計及び監理業務を受託しました。 【人的関与の見直し】 また、平成22年3月をもって派遣職員3名を引上げ、すべての職員の派遣引上げを完了しました。 【公益法人制度改革】 公社内に検討委員会を設置し、顧問の公認会計士への意見聴取・泉との個別相談などにより、公益認定基準に基づき、公社事業の公益事業・収益事業の仕分けを行うとともに、経理的課題の整理と定款作成作業に着手しました。
53	川崎市住宅供給公社	経営改善を進める法人	本市の住宅政策にあわせた事業展開と市営住宅の管理代行者としての役割を検証するとともに、引き続き人件費の削減を進める等、経営改善を進めます。	市営住宅の管理代行者としての役割を検証 人件費の削減 経営改善	概ね計画どおりに進んでいる	川崎駅西口大宮町計画の実施に向け、長期優良住宅の認定を取得(平成22年3月)するとともに建築確認を申請し、また、環境に配慮した長寿命化タワーマンションとして国の長期優良住宅先導事業に提案申請をしました。 管理代行制度として市営住宅管理業務、川崎市賃貸住宅経営管理相談事業、川崎市居住支援事業及びびあんしん賃貸支援制度の業務を受託しました。 地域優良賃貸住宅(高齢者型)事業者募集を実施しました。 退職者の補充に嘱託職員を採用し人件費の削減を図るとともに職員給与の諸手当について、川崎市の実例に併せて改正しました。 土地開発公社との事務部門の統合に向けて、検討を重ねた結果、役職員の兼務化を行うとともに、平成22年3月をもって派遣職員1名を引上げ、すべての職員の派遣引上げを完了しました。
53	みぞのくち新都市(株)	経営改善を進める法人	収支上黒字計上を継続しており、テナントの空も無く安定した経営を行っていますが、ビルの老朽化に伴う計画的な修繕に努めることにも、引き続き入居率の維持に努め、効率的な経営を進めます。	ビルの老朽化に伴う計画的な修繕 入居率の維持 効率的な経営	概ね計画どおりに進んでいる	景気低迷が続くなか、テナント賃料収入の安定向上を目指し、販売促進の強化とリニューアル計画に基づきテナントの入替え、改装に取り組み、経営の黒字基調を堅持しました。

頁	出資法人名 川崎臨港倉庫 (株)	取組事項 経営改善を進める法 人	取組の概要・方向性 本市の千鳥町再整備計画にあわせて倉庫 の建替えを計画していることから、行政 計画を見据えた長期的な経営計画を策定 した上で、経営改善を図るとともに、本 市の関与の低減に向けた取組を進めま す。	目標(指標) 経営改善 本市の関与の低減	進捗具合 概ね計画どお りに進んでい る	進捗状況等 川崎千鳥町の再整備に向けて、今後の事業計画について検討を行いま した。平成22年度中に中・長期的な視点に立った経営改善計画を策定し ます。 平成21年6月に社員1名が退職しましたが人員の補充は行わず、また、 平成22年4月から初任給(大卒、短大卒、高卒)を1号級下げ、人件費の 削減を図りました。 法人職員退職への対応として、パート社員を採用するなど人件費の削減 を図りました。
53	かわさきファズ (株)	経営改善を進める法 人	総物流拠点地区の核となる施設の管理 運営主体として、事業効果を発揮してい くとともに、黒字決算を継続し、累積損 失の早期解消に努めます。 さらに経営状況により、土地賃付料の免 除終了時期の前倒しを検討する等、安定 的な自立経営をめざした取組を進めま す。	黒字決算の継続 累積損失の早期解消 土地賃付料の免除終了時期の 前倒し 安定的な自立経営	概ね計画どお りに進んでい る	平成21年度についても黒字決算を継続しました。 経営改善を図るため、職員総数15名体制を維持し、また役員数は15名 から13名(代表取締役、取締役及び監査役12名、執行役員1名)に減 員しております。 平成22年3月31日をもって土地賃付料の免除が終了いたしました。 平成22年4月1日から土地賃付料の徴収を実施いたします。
53	(財)川崎市体育 協会	経営改善を進める法 人	スポーツ施設管理業務のノウハウを活用 した自主事業の拡充により、引き継ぎ自 主財源の確保に努めて本市からの補助金 の削減等、経営改善を進めます。	自主事業の拡充 補助金の削減	概ね計画どお りに進んでい る	平成20年度の指定管理の総括により策定した平成21年度経営改革方針 に則り、とろろきアリーナと市体育館を運営しました。 毎年両施設における光熱水料費の削減に努めました。 市民サービスとの面では、年齢の幅広い交流がスポーツを通じて実現し、 高齢者の健康保持・増進に結びけるとともに、スポーツを通じて子ども の体力づくりの推進に結びつけるべくさまざまな取組みと啓発活動を実施 しました。 【公益制度法人改革】 理事会で検討を進め、財務委員会と専門委員会とで詳細な検討を進めま した。平成21年5月21日には理事会・評議員会の承認を得て、新たに総 務委員会を設置し、実務作業を進めました。